

*ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和3年度

行政監査結果報告書

庁舎の施設管理について

令和4年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 3 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和 3 年 5 月 21 日までは豊島あつし前監査委員が、同月 24 日からは井下田栄一監査委員が関与した。

令和 4 年 2 月 14 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	井下田	栄 一

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類及び目的	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の日程	2
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	2

II 監査対象の状況

第1	公共施設の管理運営について	3
1	区有施設のマネジメント	3
2	区有施設の維持管理	4
第2	監査対象施設の施設管理について	5
1	施設管理の概要	5
2	施設管理に係る契約状況	8

III 監査の結果

第1	総括意見	23
第2	着眼点別意見	23
第3	今後に向けて	27

資料等

別 表	監査委員による質問実施状況	29
資料1	契約一覧（契約単位）	30
資料2	施設毎に取扱う契約一覧	38
資料3	関係法令等	70
資料4	契約事務の適正処理について（通知）	80
資料5	契約事務の適正化の推進について	82

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第2号に準拠し、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、新宿区監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査のテーマ

庁舎の施設管理について

新宿区では、約180棟ある区有施設の半数以上が供用開始後30年以上を経過している。令和元年度決算数値によると、役務費と委託料の執行額約251億円のうち、施設管理に係る施設管理役務費と施設管理委託料の執行額は約75億円（約30%）となっている。区有施設の老朽化が進行する現状を踏まえると、施設管理経費は今後も増加傾向となることが想定され、区においては、安全で快適な施設利用環境を整えつつも、効率的・効果的で適正な施設管理が求められる。

こうした状況を踏まえ、今回の行政監査は、庁舎の施設管理の状況について次頁の着眼点に基づく検証を行い、新たな気づきや課題などを明らかにし、今後の施設の適正管理に繋げることを目的としてテーマを選定した。

また、これまでの定期監査において、仕様書等で履行内容が明確になっていないものや、履行確認が不十分であるものが見られた保守点検委託についても監査し、定期監査と行政監査の有機的連携を企図した。

第3 監査の対象

(1) 対象とした施設

新宿区公共施設等総合管理計画で「行政系施設/庁舎等」に分類される施設のうち、主に内部的な業務を多く担っている施設と地域の拠点として様々な公共サービスを提供している下記の施設を対象とした。

【対象施設】本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎（分館含む）、
特別出張所10所、保健センター4所 計17施設

注) 新宿区庁舎管理規則では、庁舎とは、区の事務又は事業を執行するために使用する建物及びその敷地で、区長の管理に属するものとしていることから、対象施設を総じて「庁舎」とする。

(2) 対象とした契約

下記の対象部局等へ提出を求めた監査資料に基づく 199 件の令和 2 年度における施設管理に係る契約を対象とした（資料 1（P30））。

＊監査の対象部局等

総務部、地域振興部、健康部

第 4 監査の日程

令和 3 年 4 月 5 日（月）から令和 4 年 1 月 20 日（木）まで

第 5 監査の方法

対象部局等に対し調査票及び関係書類の提出を求め、関係法令や区が定める手続等に照らし合わせ書面監査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し監査を行った。「別表 監査委員による質問実施状況」（P29）参照

第 6 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 契約事務は適正に行われているか
- (2) 執行管理は適正に行われているか
- (3) 履行内容を検証し、適切に見直しや改善を行っているか

Ⅱ 監査対象の状況

Ⅱ 監査対象の状況

第1 公共施設の管理運営について

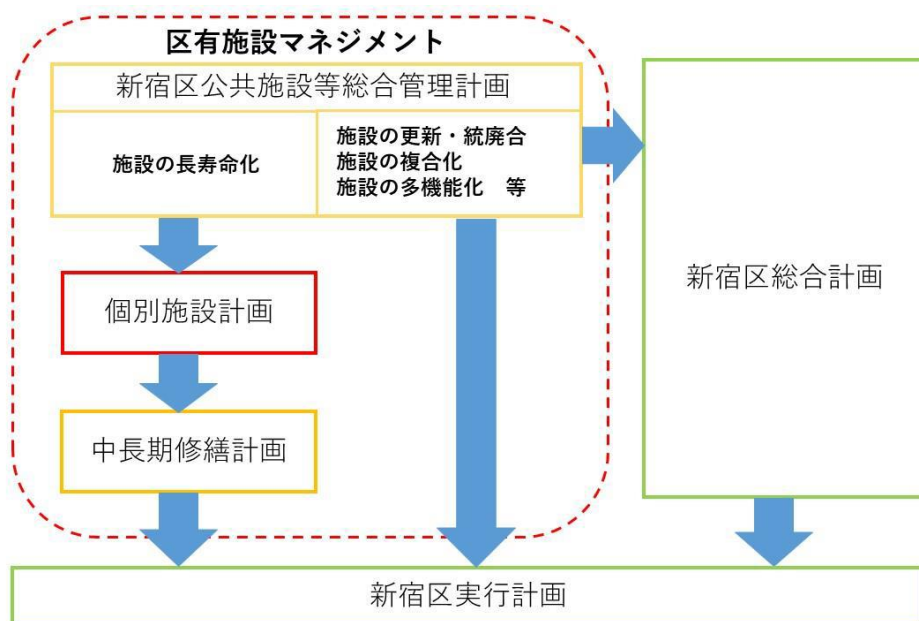
1 区有施設のマネジメント

(1) 公共施設等総合管理計画

新宿区では、平成 28 年 3 月に作成された新宿区施設白書に基づき、区有施設の在り方の検討を進め、平成 29 年 2 月に新宿区公共施設等総合管理計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）を策定している。今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、区有施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、区有施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいくこととしている。

(2) 個別施設計画

新宿区では、上記の公共施設等総合管理計画に基づき、施設状況に応じた各種の個別施設計画を令和 3 年 1 月に策定しており、その中の新宿区行政系施設等個別施設計画（以下、「個別施設計画」という。）に今回の監査対象施設は含まれている。個別施設計画では、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の役割、機能、利用状況等の特性を踏まえた長寿命化の実施方針を定めている。長寿命化の実施方針は、「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画に基づき修繕を実施することで施設の長寿命化と修繕に係る経費の削減・平準化を図っていく一方、将来ニーズが縮小あるいは大きく変化することが予想される施設の場合は中長期修繕計画による修繕工事を実施する時期の見直しを行うとされている。



出典：新宿区行政系施設等個別施設計画

2 区有施設の維持管理

(1) 日常的な施設管理

施設の統廃合や複合化、多機能化、長寿命化などの区有施設のマネジメントについては、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、新宿区実行計画に位置付けて進めていくこととなる。

一方、施設の警備、清掃、電気設備や機械設備に係る保守委託等の日常的な維持管理についても適切に実施し、安全で快適な施設利用環境を保つとともに、区民の財産である施設の適正管理を行っていく必要がある。個別施設計画においては、平成30年度の人件費、光熱水費、施設管理経費等の維持管理コストが示されており、施設の老朽化が進行する現状を踏まえると、区有施設の維持管理経費の増大が懸念される。

(2) 施設管理経費

区の歳出予算は、予算の目的に従って、款・項に、また、執行の手段として目・節に分類されている。予算を執行する際には、予算計上された支出科目に従って執行する必要がある。施設管理経費に係る支出科目については、施設管理役務費と施設管理委託料の2つが挙げられる。

○ (節) 役務費 (細節) 施設管理役務費

各種清掃、樹木の剪定、一般及び産業廃棄物処理、汚物処理等の施設管理に伴う各種役務費

○ (節) 委託料 (細節) 施設管理委託料

管理、清掃、警備及び機器保守等の施設管理に伴う各種委託料

令和2年度の一般会計における施設管理経費の実績は表1のとおりである。

役務費と委託料の決算額は合計271億円余となっており、そのうち、施設管理経費は80億円余で、約30%を占めている。また、令和元年度の決算額と比べると、施設管理経費は4億円余の増となっている。

表1 施設管理経費実績（一般会計）

（単位：円）

	令和2年度 決算額	令和元年度 決算額	増減額
役務費	4,568,098,801	3,803,139,290	764,959,511
うち、施設管理役務費(A)	1,006,789,766	952,306,238	54,483,528
委託料	22,580,126,642	21,361,118,024	1,219,008,618
うち、施設管理委託料(B)	7,010,519,927	6,592,148,438	418,371,489
合計	27,148,225,443	25,164,257,314	1,983,968,129
うち、施設管理経費(A+B)	8,017,309,693	7,544,454,676	472,855,017

第2 監査対象施設の施設管理について

1 施設管理の概要

(1) 施設の概要

施設概要は表2のとおりとなる。

表2 施設の概要（令和2年度現在）

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
本庁舎・分庁舎等						
本庁舎	歌舞伎町一丁目4番1号	21,591	昭和41	SRC		
第一分庁舎	歌舞伎町一丁目5番1号	2,821	平成3	SRC		
第二分庁舎	新宿五丁目18番21号	4,158	平成15	S		延床面積には、第二分庁舎分館・倉庫・駐輪場等を含む
特別出張所						
四谷特別出張所	内藤町87番地	4,965	平成8	SRC	四谷地域センター・四谷区民ホール・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分所有
筆筈町特別出張所	筆筈町15番地	2,366	平成3	SRC	牛込筆筈地域センター・牛込筆筈区民ホール	
榎町特別出張所	早稲田町85番地	427	平成13	RC	榎町地域センター	
若松特別出張所	若松町12番6号	1,161	平成7	RC	若松地域センター	
大久保特別出張所	大久保二丁目12番7号	759	平成5	SRC	大久保地域センター・大久保図書館	土地は厚生労働省から賃貸借契約により借用、建物は区分所有
戸塚特別出張所	高田馬場二丁目18番1号	1,849	平成21	S	戸塚地域センター	土地の一部（29㎡）を鉄道事業者から使用貸借により借用
落合第一特別出張所	下落合四丁目6番7号	1,518	平成8	RC	落合第一地域センター・落合保健センター	
落合第二特別出張所	中落合四丁目17番13号	752	平成18	RC	落合第二地域センター	土地は個人から賃貸借契約により借用
柏木特別出張所	北新宿二丁目3番7号	702	平成6	RC	柏木地域センター・柏木子ども園（乳児園舎）・北新宿第一児童館・北新宿地域交流館	
角筈特別出張所	西新宿四丁目33番7号	2,012	平成元	SRC	角筈地域センター・角筈区民ホール・角筈図書館	
保健センター						
牛込保健センター	弁天町50番地	1,450	昭和50	RC	弁天町保育園・新宿生活実習所	
四谷保健センター	四谷三栄町10番16号	3,379	平成25	S	新宿東清掃センター	延床面積は訪問看護ステーション及び集会施設（集会室、多目的室）分を含む
東新宿保健センター	新宿七丁目26番4号	1,884	平成26	S	新宿区医師会区民健康センター	
落合保健センター	下落合四丁目6番7号	1,099	平成8	RC	落合第一特別出張所・落合第一地域センター	

※延床面積、供用開始年度、構造は「新宿区行政系施設等個別施設計画」より引用

※牛込保健センターについては、施設の建て替えに伴い、令和3年度に旧都立市ヶ谷商業高等学校へ移転

(2) 施設管理経費の実績

令和2年度と平成30年度の施設管理経費は表3のとおりである。

平成30年度から令和2年度にかけての2年間で5,800万円余の増となっており、令和元年10月からの消費税率の引き上げによる影響を差し引いても、4,000万円余の増となっている。

主な増額の理由としては、本庁舎、第一分庁舎及び第二分庁舎に係る総合管理業務委託において、労務単価の上昇等による3,200万円余の増額が挙げられる。

表3 施設管理経費の実績

(単位：千円)

対象施設	令和2年度 実績額			平成30年度 実績額	増減額
	施設管理 役務費	施設管理 委託料	小 計		
本庁舎	1,539	306,327	307,866	279,147	28,719
第一分庁舎	491	35,639	36,130	33,041	3,089
第二分庁舎	187	51,073	51,260	46,055	5,205
四谷特別出張所	1,318	172,673	173,991	164,921	9,070
笹塚特別出張所	265	65,176	65,441	63,516	1,925
榎町特別出張所	270	27,541	27,811	27,494	317
若松町特別出張所	980	38,374	39,354	36,849	2,505
大久保特別出張所	2,228	27,682	29,910	28,774	1,136
戸塚特別出張所	1,117	38,366	39,483	39,198	285
落合第一特別出張所	1,472	39,487	40,959	39,614	1,345
落合第二特別出張所	440	29,797	30,237	31,562	△ 1,325
柏木特別出張所	780	45,603	46,383	48,509	△ 2,126
角筈特別出張所	487	68,107	68,594	65,787	2,807
牛込保健センター	0	7,327	7,327	7,364	△ 37
四谷保健センター	0	39,750	39,750	35,293	4,457
東新宿保健センター	282	20,830	21,112	20,465	647
落合保健センター	—	—	—	—	—
合 計	11,856	1,013,752	1,025,608	967,589	58,019

※平成30年度の施設管理経費は「新宿区行政系施設等個別施設管理計画」より引用

令和2年度の施設管理経費についても個別施設計画の平成30年度の施設管理経費の算出方法に則っており、各特別出張所の施設管理経費にはそれぞれ併設の地域センター、区民ホール、図書館及び保健センター分と、各建物全体の共用部分の施設管理経費が含まれている。そのため、落合保健センタ

一は、併設の落合第一特別出張所で施設管理を実施することにより経費は発生していない。

四谷特別出張所の建物は東京都水道局との区分所有であり、建物に係る施設管理を区が実施し、都水道局分については施設管理に係る歳入として5,900万円余を別途収入している。

東新宿保健センターについては、建物に係る施設管理を区が実施し、新宿区医師会区民健康センター分については施設管理に係る歳入として1,000万円余を別途収入している。

2 施設管理に係る契約状況

(1) 契約の概要

ア 契約件数

施設管理経費に係る契約件数については199件となり、契約件数一覧は表4のとおりとなる（資料1（P30））。

なお、本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎においては、契約内容によって施設管理の対象施設が異なるため、まとめて集計している。

表4 契約件数一覧（契約単位）

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合計
区一括契約(A)	0 件	6 件	6 件
部一括契約(B)	1 件	12 件	13 件
地域振興部	1 件	8 件	9 件
健康部	0 件	4 件	4 件
施設所管課での契約(C)	25 件	155 件	180 件
総務課（本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎）	9 件	41 件	50 件
四谷特別出張所	1 件	9 件	10 件
箆笥町特別出張所	0 件	12 件	12 件
榎町特別出張所	0 件	8 件	8 件
若松町特別出張所	2 件	10 件	12 件
大久保特別出張所	4 件	7 件	11 件
戸塚特別出張所	3 件	9 件	12 件
落合第一特別出張所	3 件	8 件	11 件
落合第二特別出張所	0 件	6 件	6 件
柏木特別出張所	0 件	6 件	6 件
角筈特別出張所	2 件	11 件	13 件
牛込保健センター	0 件	12 件	12 件
四谷保健センター	0 件	9 件	9 件
東新宿保健センター	1 件	7 件	8 件
落合保健センター	－ 件	－ 件	－ 件
合 計 (A+B+C)	26 件	173 件	199 件

※区一括契約（A）6件の詳細についてはP10の表6を参照

※部一括契約（B）13件の詳細についてはP11の表7を参照

表4のとおり、単一の契約である一括契約は区一括契約（A）6件、部一括契約（B）13件となる。一括契約を施設毎に取扱う契約件数で見ると、表5のとおり、延べ300件となる（資料2（P38））。

表5 施設毎に取扱う契約件数一覧

施設名	施設管理役務費				施設管理委託料				合 計
	区一括 (a)	部一括 (b)	課 (c)	計	区一括 (a)	部一括 (b)	課 (c)	計	
本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎	- 件	- 件	9 件	9 件	5 件	- 件	41 件	46 件	55 件
四谷特別出張所	- 件	1 件	1 件	2 件	2 件	5 件	9 件	16 件	18 件
笹岡町特別出張所	- 件	1 件	- 件	1 件	2 件	7 件	12 件	21 件	22 件
榎町特別出張所	- 件	1 件	- 件	1 件	1 件	6 件	8 件	15 件	16 件
若松町特別出張所	- 件	1 件	2 件	3 件	2 件	7 件	10 件	19 件	22 件
大久保特別出張所	- 件	1 件	4 件	5 件	3 件	7 件	7 件	17 件	22 件
戸塚特別出張所	- 件	1 件	3 件	4 件	2 件	6 件	9 件	17 件	21 件
落合第一特別出張所	- 件	1 件	3 件	4 件	3 件	7 件	8 件	18 件	22 件
落合第二特別出張所	- 件	1 件	- 件	1 件	3 件	7 件	6 件	16 件	17 件
柏木特別出張所	- 件	1 件	- 件	1 件	3 件	7 件	6 件	16 件	17 件
角筈特別出張所	- 件	1 件	2 件	3 件	4 件	6 件	11 件	21 件	24 件
牛込保健センター	- 件	- 件	- 件	0 件	1 件	3 件	12 件	16 件	16 件
四谷保健センター	- 件	- 件	- 件	0 件	2 件	4 件	9 件	15 件	15 件
東新宿保健センター	- 件	- 件	1 件	1 件	2 件	3 件	7 件	12 件	13 件
落合保健センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	0 件	10 件	25 件	35 件	35 件	75 件	155 件	265 件	300 件
区一括 (a)	0 件				35 件				35 件
部一括 (b)		10 件				75 件			85 件
課(c)			25 件				155 件		180 件

※区一括契約 (a) 35 件の詳細については P10 の表 6 を参照

※部一括契約 (b) 85 件の詳細については P11 の表 7 を参照

区一括契約は表 4 の契約単位の契約件数 (A) 6 件に対し、表 5 の施設毎に取扱う契約件数 (a) は 35 件となり、部一括契約は表 4 の契約単位の契約件数 (B) 13 件に対し、表 5 の施設毎に取扱う契約件数 (b) は 85 件となっている。

なお、施設所管課での契約については、表 4 の契約単位の契約件数 (C) と表 5 の施設毎に取扱う契約件数 (c) は同じ 180 件となっている。

イ 区一括契約

複数の部にわたり契約内容を同じくする契約がある場合、当該契約を一括して、単一の契約として締結することが事務処理上適切と認められるときに、区長を契約締結権者として契約締結する契約方法を区一括契約という。

施設管理に係る区一括契約の契約状況は以下のとおりである。

表6 区一括契約（契約内容と対象施設）

（単位：件）

件名	本庁舎・ 第一分庁 舎・第二 分庁舎	特別出張所										保健センター			合計
		四谷	筆筈 町	榎町	若松 町	大久 保	戸塚	落合 第一	落合 第二	柏木	角筈	牛込	四谷	東新 宿	
1 構内交換電話設備保守 点検委託	○	－	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	8
2 昇降機及びエスカレー ター設備保守点検委託	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	3
3 電気工作物保安業務委 託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
4 ガスヒートポンプ(GHP)遠 隔監視業務付メンテナンス 点検保守委託	○	－	－	－	－	○	○	○	－	○	○	－	○	○	8
5 ガスヒートポンプ(GHP)ス ポット点検保守委託	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	1
6 ガス吸収式冷温水発生 機保守点検等業務委託	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
合 計	5	2	2	1	2	3	2	3	3	3	4	1	2	2	35

※区一括契約は監査対象施設のみを記載

※落合保健センターについては、併設施設の落合第一特別出張所で施設管理を実施するため対象外

構内交換電話設備保守点検委託は部品交換保守の対応期間終了等により、特別出張所の一部では対象外となっており、それらの施設については令和3年度に更新が計画されている。保健センターの構内交換電話設備については、設置業者が異なるため、部一括契約で保守点検委託を実施している。

昇降機及びエスカレーター設備保守点検委託については、特命随意契約で実施しているが、他の施設については業者が異なるため、各施設で特命随意契約等により保守点検委託を実施している。

ガスヒートポンプ(GHP)等の空調設備保守点検委託については、複数の部にわたることから区一括契約となっているが、監査対象施設で見ると表6のとおり一部施設に限られている。

ウ 部一括契約

新宿区契約事務規則第3条別表第1の課長に委任される事務の範囲に該当する契約案件で、一つの部の中で、契約内容を同じくする複数の契約がある場合、当該契約を一括し、部長を契約締結権者とする単一の契約で行うことが事務処理上適切であると部長が認めた契約について、部長が契約締結権者となり契約締結する契約方法を部一括契約という。

施設管理に係る部一括契約の契約状況は以下のとおりである。

表 7 部一括契約（契約内容と対象施設）

（単位：件）

件名		特別出張所										保健センター			合計
		四谷	筆筈町	榎町	若松町	大久保	戸塚	落合第一	落合第二	柏木	角筈	牛込	四谷	東新宿	
1	花壇植込地手入れ委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10
2	消防設備保守点検業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10
3	消火器保守点検委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10
4	自動扉設備保守点検委託	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-				6
5	自家用発電設備保守点検委託	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○				9
6	廃棄物収集運搬及び処分業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10
7	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10
8	緊急地震速報配信業務委託（CATV方式）	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○				8
9	緊急地震速報配信業務委託（ISDN方式）	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-				2
10	害虫・鼠駆除及び消毒委託											○	○	○	3
11	自動扉設備保守点検委託											○	○	-	2
12	一般廃棄物、産業廃棄物及び粗大ゴミの収集運搬並びに産業廃棄物及び粗大ゴミの処分業務委託											○	○	○	3
13	構内交換電話設備保守点検委託											-	○	○	2
合 計		6	8	7	8	8	7	8	8	8	7	3	4	3	85

※本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎については、総務課で施設管理を実施するため、部一括契約には該当しない

※落合保健センターについては、併設施設の落合第一特別出張所で施設管理を実施するため対象外

特別出張所を所管する地域振興部の一括契約は、花壇植込地手入れ委託等、特別出張所全 10 所で共通して実施しているものが多く見られる。四谷特別出張所の自家用発電設備保守点検については、設備の管理業務委託で実施しているため、部一括契約では対象外となっている。

部一括契約による自動扉設備保守点検委託を実施していない特別出張所や保健センターについては、各施設において特命随意契約や少額随意契約により保守点検委託を実施している。

エ 長期継続契約

新宿区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1条第2号では、「庁舎その他新宿区の施設の維持管理業務の委託に関する契約」は長期継続契約を締結することができる契約としている。対象施設は指名業者選定等委員会に付議して決定した庁舎又は施設となり、今回の対象施設は全て長期継続契約による管理業務委託を行っている。

なお、施設の維持管理業務委託における長期継続契約の期間については、新宿区長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第4条第1項第2号により、上限3年と定められている。

表8 長期継続契約

長期継続契約の契約期間	件数
平成30年4月1日～令和3年3月31日	10 件
平成31年4月1日～令和4年3月31日	4 件
合 計	14 件

※本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎で1契約、落合保健センターは落合第一特別出張所で施設管理を行うため、対象施設17施設に対して長期継続契約は計14契約となる

長期継続契約は14件あり、対象施設においては令和2年度契約は見られず、平成30年度契約のものが多く見られる。

オ 契約形態

地方公共団体の契約は、数量、金額等が確定されたうえで締結される総価契約が原則であるが、実際の契約においては、締結時に数量を確定することができないため、単位当たりの価格だけを決定し、その給付の実績によって金額を確定する単価契約も行われている。

表9 契約形態

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
総価契約	21 件	158 件	179 件
単価契約	5 件	14 件	19 件
混合契約	0 件	1 件	1 件
合 計	26 件	173 件	199 件

集計の結果、表9のとおり、総価契約が179件で、対象契約の約90%を占めている。単価契約は19件で、一般及び産業廃棄物の収集運搬や処分に係る業務、ミックスペーパー回収業務等が挙げられる。

また、構内交換電話設備保守点検委託においては、総価契約に加え、休日等の勤務時間外業務の単価を定めた単価契約が混在する混合契約となっている。

(2) 受託者の選定等について

ア 契約方式と受託者の選定方法

地方自治法第234条第1項では、地方公共団体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、そのうち、施設管理に係る契約は、指名競争入札または随意契約の方法により締結している。

施設管理に係る契約について、受託者の選定方法から次の3つに分類し、その内容について確認した。

選定方法		内容
競争入札		地方公共団体が競争の方法により、最も有利な条件を提供した者と契約を締結する方法。契約に関する公告を行い、一定の資格を有する不特定多数の希望者を入札に参加させる一般競争入札と、資力、信用その他について、適当と認める特定多数の競争参加者を選んで指名し入札に参加させる指名競争入札がある。なお、施設管理に係る競争入札は、全て指名競争入札で行っている。
随意契約	少額随意契約	地方公共団体が競争入札の方法によらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき新宿区契約事務規則第39条に掲げる金額（施設管理に係る契約は予定価格50万円）以下で締結する契約。 ※複数の業者から見積書を徴して受託者を選定。ただし、新宿区契約事務規則第40条第2項第3号の規定に基づき、施設管理に係る契約は予定価格10万円未満のものは単数見積によることができる。
	特命随意契約	地方公共団体が競争入札の方法によらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定に基づき新宿区契約事務規則第40条第2項第1号に掲げる、当該契約の目的に最も適した相手方を選定して締結する契約。 ※本監査においては、少額随意契約であっても、契約内容の特殊性等の理由により、新宿区契約事務規則第40条第2項第1号の規定に基づき単数見積による特定の者と契約せざるを得ない契約は特命随意契約として取扱う。

表 1 0 受託者の選定方法

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
競争入札	2 件	36 件	38 件
随意契約	24 件	137 件	161 件
少額随意契約	24 件	82 件	106 件
特命随意契約	0 件	55 件	55 件
合 計	26 件	173 件	199 件

集計の結果、表 1 0 のとおり、少額随意契約が 106 件と最も多く、対象契約のうち、約 53%を占めている。特命随意契約は 55 件で約 28%となっており、業者の指定理由としては、全て地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとしているが、指定理由が不十分な事例が見られた。

また、少額随意契約であっても契約事務の透明性や公平性、経済性、競争性を確保するために、複数の業者から見積書を徴取する必要があるが、予定価格 10 万円以上の施設管理契約において、単数見積の徴取により契約締結している事例が見られた。

イ 指名業者選定等委員会

新宿区契約事務規則第 36 条の 2 第 1 項に該当する案件については、指名業者選定等委員会において指名競争入札に参加する者等を選定している。施設管理に係る契約においては、予定価格が 2,000 万円以上（長期継続契約は全期間の総額が 2,000 万円以上）のものが該当する。

表 1 1 指名業者選定等委員会

	件数
指名競争入札に参加する者の選定	15 件
うち、長期継続契約に係るもの	14 件
随意契約の相手方の選定	3 件
合 計	18 件

指名業者選定等委員会への付議案件は 18 件あり、指名競争入札に参加する者の選定に係るもののうち、長期継続契約に係るものが 14 件で多数を占めている。

ウ 公契約条例

令和元年 10 月 1 日に施行された新宿区公契約条例は、新宿区が締結する請負契約や業務委託等の公契約の手續及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的としている。

施設管理に係る契約については、予定価格が 1,000 万円以上である業務委託契約が該当し、受注者は労働環境確認報告書を作成し、区長に報告することとされている。施行日以降に契約締結した施設管理に係る契約のうち、令和 2 年度に労働環境確認報告書の提出が必要な契約は 6 件であり、全ての契約で適切に提出を受けている。

(3) その他の特徴的な施設管理業務について

ア 管理業務委託

管理業務委託の対象となる業務は、主に警備業務、清掃業務、設備管理業務が挙げられる。管理業務委託には、これらの業務を総合的に実施する総合管理業務委託と、設備状況等の理由から警備・清掃に係る管理業務委託と設備に係る管理業務委託を別々に実施する場合がある。

対象施設においては、前述のとおり、全ての施設で長期継続契約による管理業務委託を行っているが、管理業務委託を別々に実施する場合には、警備・清掃に係る管理業務委託は長期継続契約、設備に係る管理業務委託は単年度の契約となっている。

施設毎の管理業務委託の契約状況は以下のとおりである。

表 1 2 管理業務委託

施設名	件名	契約期間	長期 継続 契約	令和2年度 実績額
本庁舎・第一分庁 舎・第二分庁舎	総合管理業務委託	平成31年4月1日～令和4年3月31日	○	337,585,903 円
四谷特別出張所	管理業務委託（清掃・警備）	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	85,883,233 円
	管理業務委託（設備）	令和2年4月1日～令和3年3月31日	—	68,214,300 円
笹笹町特別出張所	総合管理業務委託	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	56,889,938 円
榎町特別出張所	総合管理業務委託	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	24,012,275 円
若松町特別出張所	管理業務委託（清掃・警備）	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	26,942,515 円
	管理業務委託（設備）	令和2年4月1日～令和3年3月31日	—	6,820,000 円
大久保特別出張所	総合管理業務委託	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	23,428,103 円
戸塚特別出張所	総合管理業務委託	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	31,551,666 円
落合第一特別出張所	管理業務委託（清掃・警備）	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	26,056,140 円
	管理業務委託（設備）	令和2年4月1日～令和3年3月31日	—	9,130,000 円
落合第二特別出張所	総合管理業務委託	平成31年4月1日～令和4年3月31日	○	26,844,752 円
柏木特別出張所	総合管理業務委託	平成31年4月1日～令和4年3月31日	○	41,501,075 円
角筈特別出張所	管理業務委託（清掃・警備）	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	45,649,622 円
	管理業務委託（設備）	令和2年4月1日～令和3年3月31日	—	13,351,800 円
牛込保健センター	管理業務委託（清掃・設備）	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	5,365,690 円
四谷保健センター	総合管理業務委託	平成31年4月1日～令和4年3月31日	○	32,014,838 円
東新宿保健センター	総合管理業務委託	平成30年4月1日～令和3年3月31日	○	16,683,766 円
落合保健センター	—	—	—	—
合 計			14	877,925,616 円

管理業務委託に係る経費は8億7千万円余で、施設管理経費の令和2年度実績額のうち、約85%を占めている。

本庁舎、第一分庁舎及び第二分庁舎に係る総合管理業務委託については、警備業務、清掃業務、設備管理業務に加え、駐車場管理業務、案内業務、電話交換業務、宿日直業務等の業務を行っている。

なお、管理業務委託については、業務開始前に年間計画表、従事者名簿等の各種資料の提出を求めているが、提出が漏れているものが見られた。また、清掃業務のうち、一部の定期清掃において報告が漏れているものや写真の添付が漏れているものが見られた。

イ 昇降機設備保守点検委託

エレベーター等の昇降機設備の保守点検委託には、通常、フルメンテナンス契約とPOG契約（POGは「Parts・Oil・Grease」の略）の2種類があり、費用構成や保守内容は異なっている。

フルメンテナンส์契約は、概ね 20 年間程度の期間を一つの契約の範囲とみなし、その間の点検費用及び発生が予想される定期的な部品交換費用との総合計金額を算出し、その平準化された費用が各月の費用として提示されており、通常の使用状態である限り追加費用は原則発生しない契約である。

一方、POG契約とは、保守についての点検であることから、部品の交換を要する修繕が発生した場合、新たな修繕契約が必要となり、交換部位によっては製作メーカー以外では請け負えないことがある。

施設毎の昇降機設備保守点検委託の契約状況は以下のとおりである。

表 1 3 昇降機設備保守点検委託

施設名	点検種別	契約方式	台数	令和2年度 実績額
本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎	フルメンテナンส์契約	特命随意契約(区一括契約)	10台	13,531,320 円
第二分庁舎分館	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	1台	1,160,280 円
四谷特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約(区一括契約)	10台	9,625,440 円
笹岡町特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	2台	1,650,000 円
榎町特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	2台	1,478,400 円
若松町特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	2台	1,412,400 円
大久保特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	1台	950,400 円
戸塚特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	3台	3,911,160 円
落合第一特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	2台	1,438,800 円
落合第二特別出張所	POG契約	特命随意契約	1台	501,600 円
柏木特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	1台	792,000 円
角筈特別出張所	フルメンテナンส์契約	特命随意契約(区一括契約)	3台	3,676,200 円
牛込保健センター	POG契約	少額随意契約	1台	36,960 円
四谷保健センター	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	2台	2,389,200 円
東新宿保健センター	フルメンテナンส์契約	特命随意契約	1台	858,000 円
落合保健センター	—	—	—	—
合 計				43,412,160 円

※本庁舎及び四谷特別出張所の台数にはエスカレーターを含む

多くの施設において、フルメンテナンส์契約による点検が行われており、POG契約による点検は2施設となっている。

昇降機設備保守点検委託については、区統一の共通仕様書と標準仕様書を使用することとなっているが、契約書に共通仕様書の添付が漏れているものが見られた。また、これらの仕様書に基づき、事前提出書類として、年間作業計画書、従事者名簿資格一覧等の提出、さらにフルメンテナンส์

契約の場合には年次・部位・部品別予防保全計画一覧表や部品供給管理体制届等の提出を定めているが、提出漏れが散見された。他にも、共通仕様書では業務報告書には原則として写真添付を求めているが、添付が無いものも多く見られた。

ウ 機械警備委託

施設の警備に当たっては、日中は管理業務委託により警備員を配置しているが、夜間等の業務時間外については機械警備システムにより警備を行っている施設が多い。

施設毎の機械警備委託の契約状況は以下のとおりである。

表 1 4 機械警備委託

施設名	警備機器 設置年度	契約方式	令和2年度 実績額
本庁舎	-	-	-
第一分庁舎	-	-	-
第二分庁舎	平成28年度	特命随意契約	514,800 円
四谷特別出張所	-	-	-
笹岡町特別出張所	平成25年度	特命随意契約	303,600 円
榎町特別出張所	平成29年度	特命随意契約	130,680 円
若松町特別出張所	平成29年度	特命随意契約	257,400 円
大久保特別出張所	平成30年度	特命随意契約	178,200 円
戸塚特別出張所	平成21年度	少額随意契約	224,400 円
落合第一特別出張所	平成29年度	特命随意契約	316,800 円
落合第二特別出張所	平成29年度	特命随意契約	184,800 円
柏木特別出張所	令和元年度	特命随意契約	116,160 円
角筈特別出張所	-	-	-
牛込保健センター	平成26年度	特命随意契約	166,320 円
四谷保健センター	平成25年度	特命随意契約	508,200 円
東新宿保健センター	平成26年度	特命随意契約	498,960 円
落合保健センター	—	—	—
合 計			3,400,320 円

※本庁舎、第一分庁舎、四谷特別出張所及び角筈特別出張所については、管理業務委託において警備員を 24 時間常駐配備しており、機械警備委託は実施していない

機械警備委託については、警報機器の保守点検の実施を定めている一方、報告書の提出を定めていない施設が多い。そのため、警報機器の保守点検の報告については、異常事態発見時の対処報告と兼ねている施設も多く見られた。

(4) 契約に係る事務手続について

各施設における契約事務手続について、表5の施設毎に取扱う契約件数一覧で掲げる全300件を基に、その内容について確認を行った。

ア 支出金額

各施設における支出金額について確認したところ、10万円から50万円未満となる契約が129件と最も多く、施設毎に取扱う契約件数300件の43%を占めている。

一方で、実績額が1,000万円を超える契約は16件で、施設毎に取扱う契約件数300件の約5%を占めており、管理業務委託に係る契約が15件、うち、長期継続契約は13件となっている。

表15 支出金額

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
～10万円未満	13 件	77 件	90 件
10万円～50万円未満	16 件	113 件	129 件
50万円～100万円未満	2 件	28 件	30 件
100万円～200万円未満	4 件	19 件	23 件
200万円～500万円未満	0 件	7 件	7 件
500万円～1,000万円未満	0 件	5 件	5 件
1,000万円～	0 件	16 件	16 件
合 計	35 件	265 件	300 件

※区一括契約、部一括契約は施設毎に集計

イ 履行期間

履行期間について確認したところ、1年間を通しての契約が239件と最も多く、施設毎に取扱う契約件数300件の約80%を占めている。一括契約は全て1年間を通しての契約となっており、他にも競争入札に係る契約も多く、前年度から契約準備を適切に進めていく必要がある。

なお、一部の一括契約については、設備更新により履行期間が変更されている施設も見られる。

表 1 6 履行期間

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
通年	17 件	222 件	239 件
6か月～1年	3 件	8 件	11 件
3か月～6か月	1 件	0 件	1 件
1か月～3か月	3 件	21 件	24 件
1か月以内	11 件	14 件	25 件
合 計	35 件	265 件	300 件

※区一括契約、部一括契約については施設毎に集計

※長期継続契約は通年で集計

ウ 支払回数

支払回数について確認したところ、毎月払（年 12 回）が 84 件と最も多く、施設毎に取扱う契約件数 300 件の 28%を占めており、年 2 回払が 83 件で続いている。

なお、一部の一括契約については、施設によって支払回数が異なるものも見られる。

表 1 7 支払回数

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
年12回（毎月）	1 件	83 件	84 件
年 6 回（2 か月ごと）	0 件	5 件	5 件
年 4 回（四半期ごと等）	1 件	25 件	26 件
年 2 回（半年ごと等）	10 件	73 件	83 件
年 1 回	15 件	51 件	66 件
その他	8 件	28 件	36 件
合 計	35 件	265 件	300 件

※区一括契約、部一括契約については施設毎に集計

※毎月支払以外の単価契約や年 3 回支払などの支払回数が分類できないものについては、「その他」として集計

エ 履行確認

業務の履行に当たっては、業者は契約書及び仕様書等に基づき適正に実施することが求められるとともに、区の担当者はその履行内容が契約書及び仕様書等に定められているものに適合しているかどうかを報告書等で十分に確認する必要がある。

契約の履行確認については、これまでの定期監査においても意見を述べているところであるが、履行完了後に契約の相手方から提出される実績報告書等を収受する前に検査欄へ押印しているものが引き続き見られた。

オ 請求時期及び支払手続

履行完了後、契約の相手方から速やかに請求を受けているか確認したところ、おおむね 1 か月以内に請求を受けているが、1 か月を超えていたものが 16 件で見られた。

表 1 8 請求時期

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
1か月以内	32 件	252 件	284 件
1か月以降	3 件	13 件	16 件
合 計	35 件	265 件	300 件

※区一括契約、部一括契約については施設毎に集計

支払手続については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条により、契約の相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金以外のその他の給付に対する対価については 30 日以内と定められているところであり、今回確認した中では期限を超えているものは見られなかった。

(5) 履行内容の検証及び仕様の見直しについて

ア 履行内容検証及び仕様見直し

履行内容については、令和 2 年度のみで終了する業務等を除き、全ての契約で検証を行っている。履行内容の検証の結果、仕様の見直しを行ったものは以下のとおりである。

表 1 9 仕様の見直し

	施設管理 役務費	施設管理 委託料	合 計
令和2年度契約変更	0 件	15 件	15 件
令和3年度契約時	5 件	15 件	20 件

※令和 2 年度契約変更には、令和 2 年 4 月 1 日変更確定日の長期継続契約を含む

仕様の見直しに伴い令和 2 年度に契約変更を行ったものは 15 件で、契約件数（契約単位）199 件の約 8%となっている。

令和 3 年度の契約においては、施設管理業務実施に当たり、多くの施設

で新型コロナウイルス感染症予防対策を図る旨を仕様に追加しているところであるが、その他に仕様を見直したものは20件となっている。主なものは、管理業務委託（長期継続契約）に係るものが10件、令和2年度の実施結果に基づき見直したものが5件、設備更新等の工事の影響によるものが3件となっている。

イ 契約変更

令和2年度に行った契約変更について、変更事由別に集計したものは、以下のとおりである。

表20 契約変更

	金額変更あり	金額変更なし	合 計
新型コロナ感染症の影響によるもの	2 件	2 件	4 件
工事や設備更新の影響によるもの	4 件	3 件	7 件
その他	0 件	9 件	9 件
合 計	6 件	14 件	20 件

※契約変更の回数で集計

※1つの契約で複数回契約変更しているものは各々で集計しているため、合計数は表19と一致しない

※管理業務委託（長期継続契約）は、令和2年度支払額の変更の有無で集計

新型コロナウイルス感染症の影響によるものが4件で、金額変更を伴うものは消毒作業の回数増、緊急事態宣言下の4月作業取り止めによるもので計2件である。また、設備更新等の工事の影響によるものが7件で、金額変更を伴うものは清掃業務や設備管理業務の仕様変更によるもの等で計4件である。

なお、その他としては、特別出張所の管理業務委託（長期継続契約）における自動交付機の稼働終了に伴う契約変更等が挙げられる。特別出張所の管理業務委託（長期継続契約）については、他にも施設の工事に伴い契約変更を行うなど、複数回の契約変更を行っているものも見られる。

Ⅲ 監査の結果

Ⅲ 監査の結果

第 1 総括意見

新宿区では、約 180 棟ある区有施設の半数以上が供用開始後 30 年以上を経過している。区有施設の老朽化が進む中、施設管理経費は今後も増加傾向となることが想定され、区においては、安全で快適な施設利用環境を整えつつも、効率的・効果的で適正な施設管理を行っていく必要がある。

今回の監査においては、内部的な業務を多く担っている本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎や、各地域のミニ区役所の機能を持つ特別出張所、地域の保健活動の拠点となる保健センターを対象としている。これらの施設は公共施設等総合管理計画で「行政系施設/庁舎等」に分類され、基本方針として「行政運営を行う施設であることから区が所有して維持管理すべき施設」とされている。

対象施設の施設管理状況を監査した結果、施設管理経費の執行についてはおおむね適正であると認められたものの、契約に係る事務手続で一部課題も見られた。

以下、提出された関係書類及び事情聴取等から得た監査結果を、着眼点別に述べる。

第 2 着眼点別意見

1 契約事務は適正に行われているか

(1) 一括契約

施設管理に係る部一括契約は 13 件であり、施設毎に取扱う契約件数で見ると 85 件となっている。部一括契約は、部内で契約内容を同じくする複数の契約がある場合、当該契約を一括して単一の契約とすることが事務処理上適切であると部長が認めた契約である。施設毎の施設管理業務の実態を把握した上で、スケールメリットや事務処理上の効率化の観点から、一括契約が可能なものについては検討を進められたい。

(2) 特命随意契約

随意契約において、業者を指定し契約を締結する特命随意契約の場合、特定の業者と当該契約をせざるを得ない理由を付した業者指定理由書の添付が必要となるが、指定理由の記載が不十分な事例が見られた。契約事務の透明性、公平性等を確保するためにも、業者指定に当たってはその契約が指定業者にしか成しえない理由が明確に分かるよう、業者指定理由書の記載には十分に留意されたい。

(3) 管理業務委託

管理業務委託の対象となる業務は、主に警備業務、清掃業務、設備管理業務が挙げられ、施設管理経費の約 85%は管理業務委託によるものである。管理業務委託は他の施設管理業務に比べ業務が多岐にわたるからこそ、業務の適正な履行が確保できるように清掃方法や日々の履行状況のチェックを行うなど、履行過程での管理体制の強化を図る必要がある。今回契約内容を確認する中で、仕様書に定める書類が提出されていないものや、報告書提出や写真添付が一部漏れているものが見られた。

一方、長期継続契約による管理業務委託については、当該委託契約の履行状況を客観的に把握し、受託者の履行の是正並びに育成を図るとともに、翌年度の準備契約等における業者選定を的確に行うことを目的として、毎年度、担当者や主管係長が採点し、主管課長が評価を行っている取組は評価できる。各所属におかれては、この制度の趣旨を踏まえ、今後の管理業務委託の更なる質の向上に繋がるよう、引き続き取り組まれない。

(4) 昇降機設備保守点検委託

エレベーター等の昇降機設備の保守点検委託については、メーカー対応の仕様書では業務内容に差異が見られるため、平成 16 年度に共通仕様書と標準仕様書を定め、その仕様書を使用することとなっている。この区統一の仕様書では、事前提出書類として、年間作業計画書、従事者名簿資格一覧等の提出を、さらにフルメンテナンス契約の場合には年次・部位・部品別予防保全計画一覧表や部品供給管理体制届等の提出を求めているが、提出漏れが散見された。区統一の仕様書で提出を定めている資料は、技術者が点検等の業務を履行する上で必要なものであり、エレベーターの安全性を保つためにも適切に提出されるべきものである。区においては、適正な契約事務が行われるよう適切な指導に努められない。

また、共通仕様書では原則として写真の添付を求めているが、作業報告書等で写真が確認できない施設も多く見られた。部品交換や修繕を要しない保守点検であっても、作業報告書等の提出に当たっては、必要に応じて写真の提出を求めるなど、履行の確認を十分に行い、エレベーターの安全性の確保に努められない。

(5) 機械警備委託

機械警備委託については、警備機器の設置から概ね 5 年間程度の期間を一つの契約範囲と定めるが、6 年目以降は施設の実態に合わせて現行契約の継続を判断し、最大 10 年を経過したものは更新することとしている。24 時間警備員を常駐配備している施設以外では、無人時は機械警備システムによる遠方監視を実施しているが、警備機器の設置から 10 年を経過しても現行契

約を継続している施設が見られたため、適切に契約事務を実施されたい。

また、機械警備委託については、多くの施設で年4回以上の警報機器の保守点検の実施を定めている。四半期ごとに定期的の実施している施設、異常事態発見時に併せて実施している施設など、警報機器の保守点検の実施時期は施設によって異なるが、報告書が確認できない施設が見られた。業務が適正に行われていることを確認するためにも、必要に応じて書面での報告を求めるなど、適切な指導に努められたい。

(6) 履行確認

施設管理業務については、業務の性質から基本として報告書等の提出を求めているが、報告書等を収受する前に検査欄へ押印しているものが見られた。このことは、これまでの定期監査においても、履行確認についての意見として述べてきたところである。

検査は、履行された内容が契約内容に適合しているかを確認し、代金を支払うための内部統制行為として重要な意味を持つ。検査事務が形骸化することがないように、履行確認は適切かつ確実に行われたい。

(7) 請求時期及び支払手続

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定された支払手続の処理期間を超えて支出したものや、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要したものは、本年度の定期監査（前期）において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、請求を受けてから支払手続の処理期間を超えて支出したものは見られなかったことは評価できる。しかしながら、履行完了から請求を受けるまでに相当期間を要していたものが見られた。支出の遅延は、相手方の不利益や予算執行上の事故につながりかねないリスクであるため、迅速な対応に努められたい。

以上、契約事務については、一部課題が見られたが、おおむね適正に行われていると認められた。

2 執行管理は適正に行われているか

執行管理に当たっては、執行管理表を作成し、所属内でチェックを行い、予算執行状況の確認や支出遅延を防止するなど、これまでの定期監査で述べてきたリスクを意識した取組が見られた。

特別出張所では、毎月の保守点検のチェックに加え、履行期限、履行確認日、支払日が確認でき、さらに、所長、副所長によるチェックを毎月行うなど、内部統制の観点からも好事例の取組と言えるものであった。また、執行管理表と

は別に施設管理業務ごとに継続支払表を作成し、更に詳細に管理を行っている特別出張所もあった。他にも、総務課については庶務担当者、電気担当者、機械担当者と担当ごとに管理表を作成し、保健センターについては各月の業務を上旬、中旬、下旬まで分けて管理するなど、各所属で様々な工夫が見られた。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定された支払手続の処理期間を超えて支出しているものが見られなかったことは、各所属が執行管理に取り組んできた成果であると言える。今後もブラッシュアップを重ね、引き続き適正な執行管理に取り組まれない。

以上、執行管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

3 履行内容を検証し、適切に見直しや改善を行っているか

(1) 仕様の見直し

仕様書は契約内容の詳細を示すものであり契約の条件となるため、実際の業務内容と相違することがないように十分に確認して作成しなければならない。今回の監査では、仕様書の記載内容に不備があったもの、仕様書と実際の業務内容が一致していないもの、仕様書で定めている資料の提出がなされていないものが見られた。

区と受託者が共通認識を持った上で、契約に沿った履行を確保し、その後の履行確認を確実にするためには、履行内容が書面上明らかになっていることは必須である。適正な契約の履行を確保するためにも、適切な契約事務の処理に努められたい。

(2) 点検結果報告書等の対応について

点検結果報告書等に記載されている改善事項等については、各所属で適切に対応していた。誰もが安全かつ快適に施設を利用できる環境を整備することは大前提である。保守点検完了後は点検結果報告書等の速やかな提出を促し、改善事項には早急かつ適切に対応することで、施設の設備機能を良好に維持させ、事故・故障等の未然の防止に引き続き取り組まれない。

以上、履行内容の検証や仕様の見直し等については、おおむね適正に行われていると認められた。

第3 今後に向けて

今回の監査では、対象契約が199件となるのに対し、施設毎に取扱う契約件数で見ると300件の施設管理業務が対象となる。施設管理業務の実施に当たっては、区の担当者は施設管理に係る委託業務が適正に遂行されているかを管理監督するのはもちろんのこと、委託業務実施後はPDCAサイクルによる改善努力を継続していくことが求められる。職員一人一人が契約事務の適正な処理を意識するとともに、組織としてのチェック体制をより一層強化して適切な契約事務に努められたい。

各部や各課で共通している施設管理業務については、一括契約によるスケールメリットや事務の効率化が図られていたが、一括契約以外でも各施設で広く共通して実施している施設管理業務も見られた。また、管理業務委託や昇降機設備保守点検委託をはじめとする各種の施設管理業務については、対象施設全体における実態を把握することで、今後に繋がるような新たな気づきや課題も見られた。

今回の監査対象施設は、区有施設の一部の17施設を対象とした。区においては安全で快適な施設環境を整えることはもとより、今回の監査結果を活用し、より一層効率的・効果的で適正な施設管理に取り組まれることを期待する。

多くの利用者が訪れる施設の施設管理に当たっては、防災・防犯に安全を期すとともに、障害者や高齢者に対する配慮はもとより、利用者に対する利便性向上に向けた取組も欠かせない。とりわけ、令和2年度は1年を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年であり、区民が安心して利用できる環境を整えるため、「新たな日常」に向けた取組を各施設でも実施している。

本庁舎では、令和3年2月から既設の1階デジタルサイネージに加え、広告付き行政情報モニターを設置し、制度案内、イベント情報、各種お知らせの情報など区政情報発信の充実を図っている。特別出張所では、令和3年1月から日本語によるコミュニケーションが難しい方や聴覚に障害がある方でも円滑に意思疎通ができるようタブレット端末を窓口に設置している。また、Web会議用タブレット端末を導入し、町会等の地縁団体の方がWeb会議等に参加する際にも活用されている。その他にも、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、住民サービスの利便性の向上や、RPA等による業務効率化の取組も始まっている。

区においては、今回の監査を契機に施設の適正管理をより一層推進し、行政サービスの今後の展開について、創意あふれる工夫のもと利用者の利便性向上を図る取組がさらに推進されることを期待する。

資 料 等

別表 監査委員による質問実施状況

実施日	対象	対象課
令和3年12月14日	庁舎の施設管理について	総務部総務課 総務部施設課 地域振興部地域コミュニティ課 地域振興部戸塚特別出張所 地域振興部落合第二特別出張所 健康部四谷保健センター 健康部東新宿保健センター

資料 1 契約一覧（契約単位）

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2		昇降機及びエスカレーター設備保守点検委託	役務 ・ 委託
3		電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
4		ガスヒートポンプ (GHP) 遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
5		ガスヒートポンプ (GHP) スポット点検保守委託	役務 ・ 委託
6		ガス吸収式冷温水発生機保守点検等業務委託	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8		消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
9		消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
10		自動扉設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
11		自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
12		廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
13		蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
14		緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
15		緊急地震速報配信業務委託 (ISDN方式)	役務 ・ 委託
16	部一括(健康部)	害虫・鼠駆除及び消毒委託	役務 ・ 委託
17		自動扉設備保守点検委託 (健康部)	役務 ・ 委託
18		一般廃棄物、産業廃棄物及び粗大ゴミの収集運搬並びに 産業廃棄物及び粗大ゴミの処分業務委託 (健康部)	役務 ・ 委託
19		構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
20	総務課	各種給排水槽等清掃業務委託	役務 ・ 委託
21		汚泥収集・運搬業務委託	役務 ・ 委託
22		液晶テレビの購入 (テレビのリサイクル料金)	役務 ・ 委託
23		冷暖房設備フィルター等清掃業務委託	役務 ・ 委託
24		4 階専用部清掃業務費 (令和 2 年 1 1 月分)	役務 ・ 委託
25		4 階専用部清掃業務費 (令和 2 年 1 2 月分)	役務 ・ 委託

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
26	総務課	4 階専用部清掃業務費（令和 3 年 1 月分）	（役務） ・ 委託
27		4 階専用部清掃業務費（令和 3 年 2 月分）	（役務） ・ 委託
28		4 階専用部清掃業務費（令和 3 年 3 月分）	（役務） ・ 委託
29		総合管理業務委託	役務 ・ （委託）
30		総合管理業務委託に係る時間外勤務委託	役務 ・ （委託）
31		昇降機設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
32		ゴンドラ設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
33		電気時計設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
34		自家用発電設備保守点検委託（総務部）	役務 ・ （委託）
35		蓄電池設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
36		非常放送設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
37		大会議室等放送設備及び議会中継設備等保守点検委託	役務 ・ （委託）
38		自動扉設備保守点検委託（総務部）	役務 ・ （委託）
39		議会残時間表示設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
40		防犯カメラ設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
41		緊急地震速報配信業務委託	役務 ・ （委託）
42		駐車場管制設備保守点検委託	役務 ・ （委託）
43		地震モニタリングシステム保守点検委託	役務 ・ （委託）
44		空調（EHP）設備保守点検業務委託	役務 ・ （委託）
45		自動制御設備保守点検業務委託	役務 ・ （委託）
46		消防設備保守点検業務委託（総務部）	役務 ・ （委託）
47		厨房フード簡易自動消火装置保守点検業務委託	役務 ・ （委託）
48		消火器保守点検業務委託	役務 ・ （委託）
49		シャッター設備保守点検業務委託	役務 ・ （委託）
50		エアゲート設備保守点検業務委託	役務 ・ （委託）
51		機械式立体駐車装置保守点検業務委託	役務 ・ （委託）

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
52	総務課	便所防臭設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
53		害虫鼠駆除及び消毒業務委託	役務 ・ 委託
54		機械警備委託	役務 ・ 委託
55		冷温水発生機ばい塵及び窒素酸化物等測定委託	役務 ・ 委託
56		飲料水水質検査委託	役務 ・ 委託
57		花壇植込地等手入れ業務委託（総務部）	役務 ・ 委託
58		免震装置保守点検業務委託	役務 ・ 委託
59		冷却塔レジオネラ属菌検査委託	役務 ・ 委託
60		簡易専用水道検査委託	役務 ・ 委託
61		公衆電話管理業務委託	役務 ・ 委託
62		出退表示設備等保守点検委託	役務 ・ 委託
63		倉庫消毒殺菌処理委託	役務 ・ 委託
64		GHPスポット簡易点検業務委託	役務 ・ 委託
65		廃棄物等収集運搬及び処理業務委託（総務部）	役務 ・ 委託
66		粗大ごみ収集運搬及び処理業務委託	役務 ・ 委託
67		粗大ごみ収集運搬処理業務委託（レイアウト変更に伴うもの）	役務 ・ 委託
68		ミックスペーパー回収業務委託	役務 ・ 委託
69		汚泥処理業務委託	役務 ・ 委託
70	四谷特別出張所	汚泥収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
71		管理業務委託（清掃・警備）	役務 ・ 委託
72		管理業務委託（設備）	役務 ・ 委託
73		自動扉設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
74		機械駐車場設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
75		ゴンドラ設備等保守点検業務委託	役務 ・ 委託
76		便所防臭消毒及び空気衛生設備保守点検委託	役務 ・ 委託
77		防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
78		産業廃棄物収集運搬処理委託	役務 ・ 委託

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
79	四谷特別出張所	汚泥処分業務委託	役務 ・ 委託
80	筆筥町特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
81		防火対象物点検委託	役務 ・ 委託
82		空調自動制御装置保守点検委託	役務 ・ 委託
83		冷温水発生機保守点検委託	役務 ・ 委託
84		機械警備委託	役務 ・ 委託
85		映写関連機器保守点検委託	役務 ・ 委託
86		エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
87		駐車機械設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
88		電気集塵器保守点検委託	役務 ・ 委託
89		冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
90		防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
91		産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
92	榎町特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
93		機械警備委託	役務 ・ 委託
94		エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
95		自動扉設備保守委託	役務 ・ 委託
96		害虫駆除委託	役務 ・ 委託
97		防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
98		冷水機保守点検業務委託	役務 ・ 委託
99		トイレ洗浄脱臭等作業業務委託	役務 ・ 委託
100	若松町特別出張所	汚水槽その他清掃委託	役務 ・ 委託
101		汚泥収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
102		管理業務委託（設備）	役務 ・ 委託
103		消臭機保守点検委託	役務 ・ 委託
104		エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
105		施設警備業務委託	役務 ・ 委託

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
106	若松町特別出張所	自動扉（出入口）設備保守委託	役務 ・ 委託
107		移動壁設備保守委託	役務 ・ 委託
108		害虫駆除業務委託	役務 ・ 委託
109		管理業務委託（清掃・警備）	役務 ・ 委託
110		防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
111		汚泥処分業務委託	役務 ・ 委託
112	大久保特別出張所	椅子ソファ及び調理器具の清掃委託	役務 ・ 委託
113		屋内及び屋外排水管・雨水集水桝の洗浄委託	役務 ・ 委託
114		電気湯沸かし器の清掃委託	役務 ・ 委託
115		調理工作室害虫駆除委託	役務 ・ 委託
116		便所防臭設備等保守点検委託	役務 ・ 委託
117		昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
118		機械警備委託	役務 ・ 委託
119		総合管理業務委託	役務 ・ 委託
120		防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
121		冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
122		産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
123	戸塚特別出張所	調理室排水管清掃	役務 ・ 委託
124		一般及び産業廃棄物収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
125		産業廃棄物収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
126		エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
127		自動扉保守点検委託	役務 ・ 委託
128		トイレ洗浄脱臭等作業業務委託	役務 ・ 委託
129		機械警備業務委託	役務 ・ 委託
130		総合管理業務委託	役務 ・ 委託
131		汚泥処理業務委託	役務 ・ 委託
132		害虫駆除委託	役務 ・ 委託

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
133	戸塚特別出張所	防犯カメラ設備保守点検委託	役務 ・ 委託
134		産業廃棄物処分業務委託	役務 ・ 委託
135	落合第一特別出張所	施設内廃棄物収集運搬委託	役務 ・ 委託
136		栄養室・調理室の排水管高圧洗浄	役務 ・ 委託
137		一般廃棄物収集運搬処分委託及び産業廃棄物処分収集運搬業務	役務 ・ 委託
138		管理業務委託（設備）	役務 ・ 委託
139		昇降機保守点検委託	役務 ・ 委託
140		管理業務委託（清掃・警備）	役務 ・ 委託
141		機械警備委託	役務 ・ 委託
142		防犯カメラ保守点検業務	役務 ・ 委託
143		施設内廃棄物処分業務委託	役務 ・ 委託
144		一般廃棄物収集運搬処分委託及び産業廃棄物処分収集運搬業務	役務 ・ 委託
145		産業廃棄物処分委託	役務 ・ 委託
146	落合第二特別出張所	機械警備委託	役務 ・ 委託
147		エレベーター設備POG点検・保守業務委託	役務 ・ 委託
148		スカイウェル保守点検委託	役務 ・ 委託
149		総合管理業務委託	役務 ・ 委託
150		産業廃棄物の処分業務委託	役務 ・ 委託
151		ガスヒートポンプ（音楽室）点検業務委託	役務 ・ 委託
152	柏木特別出張所	防犯カメラ設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
153		冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
154		総合管理業務委託	役務 ・ 委託
155		警備業務委託	役務 ・ 委託
156		エレベーター設備保守点検委託	役務 ・ 委託
157		害虫駆除等委託	役務 ・ 委託
158	角筈特別出張所	クッキングルーム害虫駆除業務委託	役務 ・ 委託
159		廃棄物収集運搬業務委託（汚泥）	役務 ・ 委託

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
160	角筈特別出張所	管理業務委託（清掃・警備）	役務 ・ 委託
161		管理業務委託（設備）	役務 ・ 委託
162		自動扉設備保守点検委託	役務 ・ 委託
163		ゴンドラ設備保守点検委託	役務 ・ 委託
164		トイレ防臭消毒及び空気衛生設備保守点検委託	役務 ・ 委託
165		ガスヒートポンプ（GHP）スポット簡易点検委託	役務 ・ 委託
166		冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
167		防犯カメラ等ITV設備点検業務委託	役務 ・ 委託
168		地下駐車場車路シャッター点検業務委託	役務 ・ 委託
169		映写機保守点検委託	役務 ・ 委託
170		廃棄物処分業務委託（汚泥）	役務 ・ 委託
171	牛込保健センター	管理業務委託（清掃・設備）	役務 ・ 委託
172		警備業務委託	役務 ・ 委託
173		吸収冷温水機保守委託	役務 ・ 委託
174		消火器保守点検委託	役務 ・ 委託
175		消防設備保守点検委託	役務 ・ 委託
176		電気時計保守委託	役務 ・ 委託
177		ばい煙測定業務委託	役務 ・ 委託
178		自家用発電機保守委託	役務 ・ 委託
179		防火シャッター保守委託	役務 ・ 委託
180		便所防臭設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
181		昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
182		非常放送設備保守委託	役務 ・ 委託
183	四谷保健センター	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
184		機械警備業務委託	役務 ・ 委託
185		昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
186		消火器保守点検委託	役務 ・ 委託

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
187	四谷保健センター	消防設備保守点検委託	役務 ・ 委託
188		自家用発電設備保守点検委託	役務 ・ 委託
189		シャッター保守点検委託	役務 ・ 委託
190		受水槽・汚水槽等清掃業務委託	役務 ・ 委託
191		便所防臭消毒設備保守点検委託	役務 ・ 委託
192	東新宿保健センター	樹木保護管理請負	役務 ・ 委託
193		総合管理業務委託	役務 ・ 委託
194		警備業務委託	役務 ・ 委託
195		昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
196		自動ドア保守点検業務委託	役務 ・ 委託
197		非常用自家発電設備保守点検委託	役務 ・ 委託
198		消防設備保守点検委託	役務 ・ 委託
199		非常用自家発電設備燃料地下タンク点検委託	役務 ・ 委託

資料２ 施設毎に取扱う契約一覧

【本庁舎・第一分庁舎・第二分庁舎】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務・ 委託
2	区一括	昇降機及びエスカレーター設備保守点検委託	役務・ 委託
3	区一括	電気工作物保安業務委託	役務・ 委託
4	区一括	ガスヒートポンプ（GHP）遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務・ 委託
5	区一括	ガス吸収式冷温水発生機保守点検等業務委託	役務・ 委託
6	総務課	各種給排水槽等清掃業務委託	役務 ・委託
7	総務課	汚泥収集・運搬業務委託	役務 ・委託
8	総務課	液晶テレビの購入（テレビのリサイクル料金）	役務 ・委託
9	総務課	冷暖房設備フィルター等清掃業務委託	役務 ・委託
10	総務課	4階専用部清掃業務費（令和２年１１月分）	役務 ・委託
11	総務課	4階専用部清掃業務費（令和２年１２月分）	役務 ・委託
12	総務課	4階専用部清掃業務費（令和３年１月分）	役務 ・委託
13	総務課	4階専用部清掃業務費（令和３年２月分）	役務 ・委託
14	総務課	4階専用部清掃業務費（令和３年３月分）	役務 ・委託
15	総務課	総合管理業務委託	役務・ 委託
16	総務課	総合管理業務委託に係る時間外勤務委託	役務・ 委託
17	総務課	昇降機設備保守点検委託	役務・ 委託
18	総務課	ゴンドラ設備保守点検委託	役務・ 委託
19	総務課	電気時計設備保守点検委託	役務・ 委託
20	総務課	自家用発電設備保守点検委託（総務部）	役務・ 委託
21	総務課	蓄電池設備保守点検委託	役務・ 委託
22	総務課	非常放送設備保守点検委託	役務・ 委託
23	総務課	大会議室等放送設備及び議会中継設備等保守点検委託	役務・ 委託
24	総務課	自動扉設備保守点検委託（総務部）	役務・ 委託

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額	内訳		
					本庁舎	第一分庁舎	第二分庁舎
混合契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	9,629,840 円	8,455,040 円	—	1,174,800 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	13,531,320 円	9,812,880 円	2,576,640 円	1,141,800 円
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	1,687,840 円	1,025,200 円	335,280 円	327,360 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	1,591,183 円	1,444,683 円	—	146,500 円
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	3,951,200 円	3,951,200 円	—	—
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	1,100,000 円	1,002,100 円	97,900 円	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	462,000 円	392,700 円	69,300 円	—
総価契約	少額随意契約		R2.8.5～R2.8.28	4,620 円	4,620 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.10.13～R3.3.31	463,430 円	139,370 円	324,060 円	—
総価契約	少額随意契約		R2.11.25～R2.11.30	8,910 円	—	—	8,910 円
総価契約	少額随意契約		R2.12.1～R2.12.31	44,550 円	—	—	44,550 円
総価契約	少額随意契約		R3.1.1～R3.1.31	44,550 円	—	—	44,550 円
総価契約	少額随意契約		R3.2.1～R3.2.28	44,550 円	—	—	44,550 円
総価契約	少額随意契約		R3.3.1～R3.3.31	44,550 円	—	—	44,550 円
総価契約	競争入札	○	H31.4.1～R4.3.31	337,585,903 円	263,439,000 円	30,893,500 円	43,253,403 円
単価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	1,871,870 円	1,871,870 円	—	—
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	1,160,280 円	—	—	1,160,280 円
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	679,800 円	679,800 円	—	—
総価契約	特命随意契約		R2.11.28～R2.12.28	105,600 円	105,600 円	—	—
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	916,300 円	518,100 円	398,200 円	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	242,000 円	242,000 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	499,400 円	499,400 円	—	—
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	1,353,000 円	1,353,000 円	—	—
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	1,518,000 円	770,000 円	385,000 円	363,000 円

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
25	総務課	議会残時間表示設備保守点検委託	役務 ・ 委託
26	総務課	防犯カメラ設備保守点検委託	役務 ・ 委託
27	総務課	緊急地震速報配信業務委託	役務 ・ 委託
28	総務課	駐車場管制設備保守点検委託	役務 ・ 委託
29	総務課	地震モニタリングシステム保守点検委託	役務 ・ 委託
30	総務課	空調（EHP）設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
31	総務課	自動制御設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
32	総務課	消防設備保守点検業務委託（総務部）	役務 ・ 委託
33	総務課	厨房フード簡易自動消火装置保守点検業務委託	役務 ・ 委託
34	総務課	消火器保守点検業務委託	役務 ・ 委託
35	総務課	シャッター設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
36	総務課	エアゲート設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
37	総務課	機械式立体駐車装置保守点検業務委託	役務 ・ 委託
38	総務課	便所防臭設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
39	総務課	害虫鼠駆除及び消毒業務委託	役務 ・ 委託
40	総務課	機械警備委託	役務 ・ 委託
41	総務課	冷温水発生機ばい塵及び窒素酸化物等測定委託	役務 ・ 委託
42	総務課	飲料水水質検査委託	役務 ・ 委託
43	総務課	花壇植込地等手入れ業務委託（総務部）	役務 ・ 委託
44	総務課	免震装置保守点検業務委託	役務 ・ 委託
45	総務課	冷却塔レジオネラ属菌検査委託	役務 ・ 委託
46	総務課	簡易専用水道検査委託	役務 ・ 委託
47	総務課	公衆電話管理業務委託	役務 ・ 委託
48	総務課	出退表示設備等保守点検委託	役務 ・ 委託
49	総務課	倉庫消毒殺菌処理委託	役務 ・ 委託
50	総務課	GHPスポット簡易点検業務委託	役務 ・ 委託
51	総務課	廃棄物等収集運搬及び処理業務委託（総務部）	役務 ・ 委託

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額	内訳		
					本庁舎	第一分庁舎	第二分庁舎
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	176,000 円	176,000 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.14～R2.5.31	396,000 円	242,000 円	37,400 円	116,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	66,000 円	—	—	66,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	151,800 円	151,800 円	—	—
総価契約	特命随意契約		R3.2.2～R3.3.15	160,600 円	160,600 円	—	—
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	561,000 円	561,000 円	—	—
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	2,090,000 円	2,090,000 円	—	—
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	1,188,000 円	627,000 円	264,000 円	297,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	274,340 円	274,340 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	391,283 円	331,122 円	21,331 円	38,830 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	423,500 円	361,900 円	30,800 円	30,800 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	258,500 円	258,500 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	396,000 円	396,000 円	—	—
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	1,321,320 円	845,460 円	207,900 円	267,960 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	495,000 円	341,000 円	33,000 円	121,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	514,800 円	—	—	514,800 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	497,200 円	497,200 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	189,200 円	47,300 円	47,300 円	94,600 円
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	1,188,000 円	242,000 円	—	946,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.2～R2.12.11	495,000 円	495,000 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.7.9～R2.8.31	52,800 円	52,800 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.11.9～R2.12.28	19,800 円	—	19,800 円	—
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	316,800 円	237,600 円	39,600 円	39,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	233,200 円	233,200 円	—	—
総価契約	少額随意契約		R2.7.18～R2.7.27	38,500 円	—	—	38,500 円
総価契約	特命随意契約		R2.10.6～R2.12.25	308,000 円	231,000 円	—	77,000 円
単価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	3,121,710 円	2,141,033 円	237,892 円	742,785 円

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
52	総務課	粗大ごみ収集運搬及び処理業務委託	役務 ・ 委託
53	総務課	粗大ごみ収集運搬処理業務委託（レイアウト変更に伴うもの）	役務 ・ 委託
54	総務課	ミックスペーパー回収業務委託	役務 ・ 委託
55	総務課	汚泥処理業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載
※No.10～No.14「4階専用部清掃業務費」は、スポット対応のため各月で支出

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額	内訳		
					本庁舎	第一分庁舎	第二分庁舎
単価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	324,500 円	292,050 円	32,450 円	－
総価契約	少額随意契約		R2.6.2～R2.6.30	267,300 円	267,300 円	－	－
単価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	587,438 円	425,964 円	47,326 円	114,148 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	211,530 円	179,801 円	31,729 円	－
			合 計	395,255,817 円	307,865,533 円	36,130,408 円	51,259,876 円

【四谷特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	昇降機及びエスカレーター設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (ISDN方式)	役務 ・ 委託
9	四谷特別出張所	汚泥収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
10	四谷特別出張所	管理業務委託 (清掃・警備)	役務 ・ 委託
11	四谷特別出張所	管理業務委託 (設備)	役務 ・ 委託
12	四谷特別出張所	自動扉設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
13	四谷特別出張所	機械駐車場設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
14	四谷特別出張所	ゴンドラ設備等保守点検業務委託	役務 ・ 委託
15	四谷特別出張所	便所防臭消毒及び空気衛生設備保守点検委託	役務 ・ 委託
16	四谷特別出張所	防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
17	四谷特別出張所	産業廃棄物収集運搬処理委託	役務 ・ 委託
18	四谷特別出張所	汚泥処分業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	9,625,440 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	1,137,620 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	1,184,150 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	704,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	136,488 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	788,651 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	50,050 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	39,600 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	133,650 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	85,883,233 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	68,214,300 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	677,600 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	2,772,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	579,810 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,528,480 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.14~R2.6.30	143,000 円
総価契約	少額随意契約		R3.2.25~R3.3.31	290,620 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	101,640 円
			合 計	173,990,332 円

【筆筥町特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	自動扉設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
11	筆筥町特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
12	筆筥町特別出張所	防火対象物点検委託	役務 ・ 委託
13	筆筥町特別出張所	空調自動制御装置保守点検委託	役務 ・ 委託
14	筆筥町特別出張所	冷温水発生機保守点検委託	役務 ・ 委託
15	筆筥町特別出張所	機械警備委託	役務 ・ 委託
16	筆筥町特別出張所	映写関連機器保守点検委託	役務 ・ 委託
17	筆筥町特別出張所	エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
18	筆筥町特別出張所	駐車機械設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
19	筆筥町特別出張所	電気集塵器保守点検委託	役務 ・ 委託
20	筆筥町特別出張所	冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
21	筆筥町特別出張所	防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
22	筆筥町特別出張所	産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	784,080 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	443,520 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	264,869 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	341,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	86,768 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	191,862 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	433,400 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	256,129 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	25,575 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	56,889,938 円
総価契約	少額随意契約		R2.11.30~R2.12.28	94,600 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	1,298,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,511,400 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	303,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	165,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,650,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.12.7~R2.12.28	66,990 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	326,128 円
総価契約	少額随意契約		R2.8.28~R2.9.30	74,800 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.25~R2.6.30	108,900 円
総価契約	少額随意契約		R2.6.16~R2.6.30	90,750 円
			合 計	65,440,309 円

【榎町特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
2	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
3	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
9	榎町特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
10	榎町特別出張所	機械警備委託	役務 ・ 委託
11	榎町特別出張所	エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
12	榎町特別出張所	自動扉設備保守委託	役務 ・ 委託
13	榎町特別出張所	害虫駆除委託	役務 ・ 委託
14	榎町特別出張所	防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
15	榎町特別出張所	冷水機保守点検業務委託	役務 ・ 委託
16	榎町特別出張所	トイレ洗浄脱臭等作業業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	293,040 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	269,742 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	95,700 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	15,400 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	422,400 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	42,485 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	11,550 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	24,012,275 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	130,680 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,478,400 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	223,960 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	99,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.29~R2.6.30	105,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.11~R2.6.12	79,200 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	497,640 円
			合 計	27,810,072 円

【若松町特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	自動扉設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
11	若松町特別出張所	汚水槽その他清掃委託	役務 ・ 委託
12	若松町特別出張所	汚泥収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
13	若松町特別出張所	管理業務委託 (設備)	役務 ・ 委託
14	若松町特別出張所	消臭機保守点検委託	役務 ・ 委託
15	若松町特別出張所	エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
16	若松町特別出張所	施設警備業務委託	役務 ・ 委託
17	若松町特別出張所	自動扉 (出入口) 設備保守委託	役務 ・ 委託
18	若松町特別出張所	移動壁設備保守委託	役務 ・ 委託
19	若松町特別出張所	害虫駆除業務委託	役務 ・ 委託
20	若松町特別出張所	管理業務委託 (清掃・警備)	役務 ・ 委託
21	若松町特別出張所	防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
22	若松町特別出張所	汚泥処分業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略

※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	465,960 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	335,280 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	481,822 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	121,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	30,800 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	63,954 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	455,400 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	76,824 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	14,575 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	286,000 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	211,640 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	6,820,000 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	800,250 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,412,400 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	257,400 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	195,030 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	89,650 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	142,208 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	26,942,515 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.27~R2.6.3	52,800 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	65,120 円
			合 計	39,353,628 円

【大久保特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	区一括	ガスヒートポンプ (GHP)遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	自動扉設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
11	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
12	大久保特別出張所	椅子ソファ及び調理器具の清掃委託	役務 ・ 委託
13	大久保特別出張所	屋内及び屋外排水管・雨水集水桝の洗浄委託	役務 ・ 委託
14	大久保特別出張所	電気湯沸かし器の清掃委託	役務 ・ 委託
15	大久保特別出張所	調理工作室害虫駆除委託	役務 ・ 委託
16	大久保特別出張所	便所防臭設備等保守点検委託	役務 ・ 委託
17	大久保特別出張所	昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
18	大久保特別出張所	機械警備委託	役務 ・ 委託
19	大久保特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
20	大久保特別出張所	防犯カメラ保守点検業務委託	役務 ・ 委託
21	大久保特別出張所	冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
22	大久保特別出張所	産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.1.31	411,950 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	335,280 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	538,798 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	1,257,190 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	106,700 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	29,260 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	191,862 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	392,700 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	248,639 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	18,975 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	少額随意契約		R3.2.5~R3.2.28	202,400 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.8~R2.12.31	378,400 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.23~R2.12.28	86,350 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	303,600 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	534,600 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	950,400 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	178,200 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	23,428,103 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.13~R2.6.30	75,900 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.20~R2.6.30	52,800 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	154,000 円
			合 計	29,909,107 円

【戸塚特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
2	区一括	ガスヒートポンプ (GHP)遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
3	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (ISDN方式)	役務 ・ 委託
10	戸塚特別出張所	調理室排水管清掃	役務 ・ 委託
11	戸塚特別出張所	一般及び産業廃棄物収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
12	戸塚特別出張所	産業廃棄物収集運搬業務委託	役務 ・ 委託
13	戸塚特別出張所	エレベーター保守点検委託	役務 ・ 委託
14	戸塚特別出張所	自動扉保守点検委託	役務 ・ 委託
15	戸塚特別出張所	トイレ洗浄脱臭等作業業務委託	役務 ・ 委託
16	戸塚特別出張所	機械警備業務委託	役務 ・ 委託
17	戸塚特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
18	戸塚特別出張所	汚泥処理業務委託	役務 ・ 委託
19	戸塚特別出張所	害虫駆除委託	役務 ・ 委託
20	戸塚特別出張所	防犯カメラ設備保守点検委託	役務 ・ 委託
21	戸塚特別出張所	産業廃棄物処分業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	252,120 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	311,201 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	697,202 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	126,500 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,660 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	455,400 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	147,229 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	13,750 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	39,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.11.4~R2.11.20	72,380 円
単価契約	少額随意契約		R2.6.1~R3.3.31	318,780 円
総価契約	少額随意契約		R3.3.10~R3.3.31	28,600 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	3,911,160 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	66,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	807,840 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	224,400 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	31,551,666 円
単価契約	少額随意契約		R2.6.1~R3.3.31	58,410 円
総価契約	少額随意契約		R2.7.27~R2.8.17	77,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.14~R2.10.31	275,000 円
総価契約	少額随意契約		R3.3.10~R3.3.31	14,300 円
			合 計	39,482,198 円

【落合第一特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	区一括	ガスヒートポンプ（GHP）遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	自動扉設備保守点検委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
11	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託（CATV方式）	役務 ・ 委託
12	落合第一特別出張所	施設内廃棄物収集運搬委託	役務 ・ 委託
13	落合第一特別出張所	栄養室・調理室の排水管高圧洗浄	役務 ・ 委託
14	落合第一特別出張所	一般廃棄物収集運搬処分委託及び産業廃棄物処分収集運搬業務	役務 ・ 委託
15	落合第一特別出張所	管理業務委託（設備）	役務 ・ 委託
16	落合第一特別出張所	昇降機保守点検委託	役務 ・ 委託
17	落合第一特別出張所	管理業務委託（清掃・警備）	役務 ・ 委託
18	落合第一特別出張所	機械警備委託	役務 ・ 委託
19	落合第一特別出張所	防犯カメラ保守点検業務	役務 ・ 委託
20	落合第一特別出張所	施設内廃棄物処分業務委託	役務 ・ 委託
21	落合第一特別出張所	一般廃棄物収集運搬処分委託及び産業廃棄物処分収集運搬業務	役務 ・ 委託
22	落合第一特別出張所	産業廃棄物処分委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	897,600 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	364,320 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	60,072 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	1,077,989 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	148,500 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	30,800 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	127,908 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	396,000 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	116,033 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	29,975 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.1~R2.11.13	53,900 円
総価契約	少額随意契約		R3.1.12~R3.1.31	257,400 円
単価契約	少額随意契約		R2.5.2~R3.3.19	82,500 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	9,130,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,438,800 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	26,056,140 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	316,800 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.25~R2.6.30	108,900 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.7~R2.11.13	100,760 円
単価契約	少額随意契約		R2.5.2~R3.3.19	94,380 円
単価契約	少額随意契約		R2.5.2~R3.3.19	36,300 円
			合 計	40,958,077 円

【落合第二特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	区一括	ガスヒートポンプ（GHP）スポット点検保守委託	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	自動扉設備保守点検委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託（地域振興部）	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
11	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託（CATV方式）	役務 ・ 委託
12	落合第二特別出張所	機械警備委託	役務 ・ 委託
13	落合第二特別出張所	エレベーター設備POG点検・保守業務委託	役務 ・ 委託
14	落合第二特別出張所	スカイウェル保守点検委託	役務 ・ 委託
15	落合第二特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
16	落合第二特別出張所	産業廃棄物の処分業務委託	役務 ・ 委託
17	落合第二特別出張所	ガスヒートポンプ（音楽室）点検業務委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.9.1~R3.3.31	377,300 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	271,920 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	839,850 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	439,912 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	93,500 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	13,200 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	63,954 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	392,700 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	75,455 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	12,375 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	184,800 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	501,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R2.10.28	59,400 円
総価契約	競争入札	○	H31.4.1~R4.3.31	26,844,752 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.7~R2.12.28	24,640 円
総価契約	少額随意契約		R3.2.18~R3.2.22	7,986 円
			合 計	30,236,344 円

【柏木特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
3	区一括	ガスヒートポンプ (GHP)遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
4	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	自動扉設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
11	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
12	柏木特別出張所	防犯カメラ設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
13	柏木特別出張所	冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
14	柏木特別出張所	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
15	柏木特別出張所	警備業務委託	役務 ・ 委託
16	柏木特別出張所	エレベーター設備保守点検委託	役務 ・ 委託
17	柏木特別出張所	害虫駆除等委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	897,600 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	293,040 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	122,171 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	780,186 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	166,100 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	47,740 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	223,839 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	425,700 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	206,770 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	22,825 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.26~R2.6.12	158,400 円
総価契約	特命随意契約		R2.5.14~R2.6.10	105,600 円
総価契約	競争入札	○	H31.4.1~R4.3.31	41,501,075 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	116,160 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	792,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	490,600 円
			合 計	46,382,806 円

【角筈特別出張所】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
2	区一括	昇降機及びエスカレーター設備保守点検委託	役務 ・ 委託
3	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
4	区一括	ガスヒートポンプ (GHP)遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
5	部一括(地域振興部)	花壇植込地手入れ委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
6	部一括(地域振興部)	消防設備保守点検業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
7	部一括(地域振興部)	消火器保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
8	部一括(地域振興部)	自家用発電設備保守点検委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
9	部一括(地域振興部)	廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (地域振興部)	役務 ・ 委託
10	部一括(地域振興部)	蛍光灯等水銀を含む照明灯具の収集運搬及び処分業務委託	役務 ・ 委託
11	部一括(地域振興部)	緊急地震速報配信業務委託 (CATV方式)	役務 ・ 委託
12	角筈特別出張所	クッキングルーム害虫駆除業務委託	役務 ・ 委託
13	角筈特別出張所	廃棄物収集運搬業務委託 (汚泥)	役務 ・ 委託
14	角筈特別出張所	管理業務委託 (清掃・警備)	役務 ・ 委託
15	角筈特別出張所	管理業務委託 (設備)	役務 ・ 委託
16	角筈特別出張所	自動扉設備保守点検委託	役務 ・ 委託
17	角筈特別出張所	ゴンドラ設備保守点検委託	役務 ・ 委託
18	角筈特別出張所	トイレ防臭消毒及び空気衛生設備保守点検委託	役務 ・ 委託
19	角筈特別出張所	ガスヒートポンプ (GHP)スポット簡易点検委託	役務 ・ 委託
20	角筈特別出張所	冷水機保守点検委託	役務 ・ 委託
21	角筈特別出張所	防犯カメラ等ITV設備点検業務委託	役務 ・ 委託
22	角筈特別出張所	地下駐車場車路シャッター点検業務委託	役務 ・ 委託
23	角筈特別出張所	映写機保守点検委託	役務 ・ 委託
24	角筈特別出張所	廃棄物処分業務委託 (汚泥)	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
混合契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	1,079,760 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	3,676,200 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	414,480 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	320,675 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	320,045 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	304,700 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	44,660 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	535,700 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	226,623 円
単価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	25,300 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	33,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.6.1~R2.6.30	82,500 円
単価契約	少額随意契約		R2.8.12~R3.3.31	84,150 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	45,649,622 円
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	13,351,800 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	217,800 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	949,300 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	930,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.9.1~R3.3.31	77,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.5.1~R2.6.30	79,200 円
総価契約	少額随意契約		R2.8.28~R2.10.31	66,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.10.21~R2.11.30	26,400 円
総価契約	少額随意契約		R3.2.1~R3.3.31	39,160 円
単価契約	少額随意契約		R2.8.12~R3.3.31	59,070 円
			合 計	68,593,745 円

【牛込保健センター】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
2	部一括(健康部)	害虫・鼠駆除及び消毒委託	役務 ・ 委託
3	部一括(健康部)	自動扉設備保守点検委託 (健康部)	役務 ・ 委託
4	部一括(健康部)	一般廃棄物、産業廃棄物及び粗大ゴミの収集運搬並びに 産業廃棄物及び粗大ゴミの処分業務委託 (健康部)	役務 ・ 委託
5	牛込保健センター	管理業務委託 (清掃・設備)	役務 ・ 委託
6	牛込保健センター	警備業務委託	役務 ・ 委託
7	牛込保健センター	吸収冷温水機保守委託	役務 ・ 委託
8	牛込保健センター	消火器保守点検委託	役務 ・ 委託
9	牛込保健センター	消防設備保守点検委託	役務 ・ 委託
10	牛込保健センター	電気時計保守委託	役務 ・ 委託
11	牛込保健センター	ばい煙測定業務委託	役務 ・ 委託
12	牛込保健センター	自家用発電機保守委託	役務 ・ 委託
13	牛込保健センター	防火シャッター保守委託	役務 ・ 委託
14	牛込保健センター	便所防臭設備保守点検業務委託	役務 ・ 委託
15	牛込保健センター	昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
16	牛込保健センター	非常放送設備保守委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	107,290 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	45,056 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	92,400 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	244,421 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	5,365,690 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	166,320 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	628,672 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	26,400 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	101,376 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	17,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	84,480 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	109,120 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	73,216 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	178,200 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	36,960 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	49,632 円
			合 計	7,326,833 円

【四谷保健センター】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
2	区一括	ガスヒートポンプ（GHP）遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
3	部一括(健康部)	害虫・鼠駆除及び消毒委託	役務 ・ 委託
4	部一括(健康部)	自動扉設備保守点検委託（健康部）	役務 ・ 委託
5	部一括(健康部)	一般廃棄物、産業廃棄物及び粗大ゴミの収集運搬並びに 産業廃棄物及び粗大ゴミの処分業務委託（健康部）	役務 ・ 委託
6	部一括(健康部)	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
7	四谷保健センター	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
8	四谷保健センター	機械警備業務委託	役務 ・ 委託
9	四谷保健センター	昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
10	四谷保健センター	消火器保守点検委託	役務 ・ 委託
11	四谷保健センター	消防設備保守点検委託	役務 ・ 委託
12	四谷保健センター	自家用発電設備保守点検委託	役務 ・ 委託
13	四谷保健センター	シャッター保守点検委託	役務 ・ 委託
14	四谷保健センター	受水槽・汚水槽等清掃業務委託	役務 ・ 委託
15	四谷保健センター	便所防臭消毒設備保守点検委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
総価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	406,560 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	567,077 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	154,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	70,400 円
単価契約	競争入札		R2.4.1～R3.3.31	409,160 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	501,600 円
総価契約	競争入札	○	H31.4.1～R4.3.31	32,014,838 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	508,200 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	2,389,200 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	64,790 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	495,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	404,800 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	247,500 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1～R3.3.31	499,950 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1～R3.3.31	1,016,400 円
			合 計	39,749,475 円

【東新宿保健センター】

No.	契約主体 (一括契約又は 施設所管課)	契約件名	支出区分
1	区一括	電気工作物保安業務委託	役務 ・ 委託
2	区一括	ガスヒートポンプ（GHP）遠隔監視業務付メンテナンス点検保守委託	役務 ・ 委託
3	部一括(健康部)	害虫・鼠駆除及び消毒委託	役務 ・ 委託
4	部一括(健康部)	一般廃棄物、産業廃棄物及び粗大ゴミの収集運搬並びに 産業廃棄物及び粗大ゴミの処分業務委託（健康部）	役務 ・ 委託
5	部一括(健康部)	構内交換電話設備保守点検委託	役務 ・ 委託
6	東新宿保健センター	樹木保護管理請負	役務 ・ 委託
7	東新宿保健センター	総合管理業務委託	役務 ・ 委託
8	東新宿保健センター	警備業務委託	役務 ・ 委託
9	東新宿保健センター	昇降機設備保守点検委託	役務 ・ 委託
10	東新宿保健センター	自動ドア保守点検業務委託	役務 ・ 委託
11	東新宿保健センター	非常用自家発電設備保守点検委託	役務 ・ 委託
12	東新宿保健センター	消防設備保守点検委託	役務 ・ 委託
13	東新宿保健センター	非常用自家発電設備燃料地下タンク点検委託	役務 ・ 委託

※契約件名は施設名称等を省略
※一括契約の場合には、対象施設における履行期間及び実績額を記載

契約形態	契約方式	長期継続 契約	履行期間	令和2年度 実績額
総価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	364,320 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	241,685 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	110,000 円
単価契約	競争入札		R2.4.1~R3.3.31	207,625 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	369,600 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	281,600 円
総価契約	競争入札	○	H30.4.1~R3.3.31	16,683,766 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	498,960 円
総価契約	特命随意契約		R2.4.1~R3.3.31	858,000 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	288,750 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	403,700 円
総価契約	少額随意契約		R2.4.1~R3.3.31	495,000 円
総価契約	少額随意契約		R3.3.1~R3.3.31	308,000 円
			合 計	21,111,006 円

資料3 関係法令等

○地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第234条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

○地方自治法施行令（抜粋）

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1） 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- （2） その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- （3） 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第167条の2 地方自治法234条第2項の規定により随意契約にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - （2） 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - （3） 省略
 - （4） 省略
 - （5） 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - （6） 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - （7） 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - （8） 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - （9） 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律（抜粋）

(支払の時期)

第6条 第4条第2の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあつては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間

は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにあっては、適法な支払請求があつたものとし、しないものとする。

○新宿区公契約条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、公契約の手續及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区(以下「区」という。)及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する請負契約、業務の委託契約及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定(以下「協定」という。)をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結した者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(次号イに掲げる者を除く。)

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者(区長が別に定める者を除く。)をいう。

ア 受注者又は受注関係者(以下「受注者等」という。)に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は業務の委託契約により公契約に係る業務に従事する者

（適用範囲）

第3条 第8条から第16条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

- (1) 予定価格が2,000万円以上である工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上である業務の委託契約
- (3) 協定

2 前項の規定は、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認めるものであるときは、適用しない。

(公契約に定める事項)

第9条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対してその差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。
- (4) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。
 - ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲
 - イ 労働報酬下限額
 - ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先
 - エ 次条の規定による申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止
- (5) 受注者は、第12条第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。
- (6) 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。
 - ア 受注関係者は、受注者に準じて第1号の規定を遵守すること。
 - イ 受注関係者は、第12条第2項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

○新宿区公契約条例施行規則（抜粋）

(労働環境の報告)

第3条 受注者は、条例第9条第3号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出することにより行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境確認報告書(工事)(第1号様式)
 - (2) 条例第3条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境確認報告書(委託・協定)(第2号様式)
- 2 受注者は、前項の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書面を区長に提出するものとする。

○新宿区契約事務規則（抜粋）

（事務の委任等）

第3条 契約に関する事務(次に掲げるものを除く。)の委任は、別表第1に定めるところによる。

- (1) 契約内容を同じくする複数の契約が行われようとする場合に、当該契約を一括し、区長を契約締結権者とする単一の契約として行うことが事務処理上適切と認められるときにおける当該単一の契約(以下「一括契約」という。)に関する事務
 - (2) 区が行う損害賠償請求(次に掲げるものを除く。)に関する事務
 - ア 法令等又は契約により賠償額の基準が定められている場合の損害賠償請求
 - イ 裁判等により賠償額が確定している場合の損害賠償請求
 - (3) 一般競争入札及び指名競争入札(以下この章において「入札」という。)に関する事務並びに第39条各号に掲げる金額を超える随意契約を行う場合で見積競争により契約の相手方を選定するときにおける見積書の徴取に関する事務
 - (4) 前3号のほか、別に区長が定める契約に関する事務
- 2 前項第1号及び第3号に規定する事務は、総務部契約管財課長(以下「契約管財課長」という。)が行う。
- 3 第1項の規定による委任に基づき締結された契約の内容について変更(同項の規定により委任された事務の範囲と異なることとなる場合の予定価格等の変更を含む。)を行う事務は、変更前の契約に関する事務を委任された者に委任する。

（予定価格の決定方法）

第19条 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合又は総額をもつて定めることが不利と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(指名業者選定等委員会)

第36条 区が締結する売買、貸借、請負その他の契約を厳正かつ公平に行うため、指名業者選定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 次に掲げる者を委員会の委員とする。

- (1) 総務部を担任する副区長
- (2) 総務部長
- (3) 福祉部長
- (4) みどり土木部長
- (5) 都市計画部長
- (6) 教育委員会事務局次長
- (7) 契約管財課長
- (8) 委員長が必要と認めた臨時の委員(課長相当職以上の者に限る。)

- 3 前項第1号の者を委員長として置き、委員長は会務を総理する。

- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第36条の2 区長は、次に掲げる事項を委員会に付議するものとする。

- (1) 次に掲げる契約に係る指名競争入札に参加する者の選定に関すること。
 - ア 工事又は製造の請負契約(1件の予定価格が2,000万円以上のものに限る。)
 - イ 工事に係る設計委託(1件の予定価格が2,000万円以上の工事に係るものに限る。)
 - ウ 財産の買入れ(1件の予定価格が2,000万円以上のものに限る。)
 - エ アからウまで以外の契約(1件の予定価格が2,000万円以上のものに限る。)
 - オ アからエまで以外の契約で、特に区長が付議を要すると認めるもの
- (2) 前号アからオまでの契約(区長が別に定める契約に該当するものを除く。)に係る随意契約の相手方の選定に関すること。
- (3) 一般競争入札参加資格及び政令第167条の5の2に規定する資格に関すること。
- (4) 第4条第3項の規定により区長が定める入札に参加させない期間に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が、委員会へ付議することが必要と認めるもの

- 2 委員会は、前項の規定による付議事項以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を提出することができる。

- 3 区長は、委員会の答申及び意見を尊重し、区が締結する売買、貸借、請負その他の契約を厳正かつ公平に行わなければならない。

(入札者の指名数等)

第36条の3 契約管財課長は、指名競争入札に付するときは、指名競争入札参加資格を有する者のうちから4人以上を指名して行わなければならない。ただし、指名競争入札参加資格を有する者が少ない等の事情があるときは、2人又は3人を指名して行うことができる。

2 前項の規定により指名する場合において、前条の規定に基づき委員会により業者が選定されたときは、当該指名の対象者は当該選定された業者に限る。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第39条 政令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(予定価格の決定)

第39条の2 契約締結権者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第19条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第40条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1人から見積書を徴する方法(単数見積)によることができる。

- (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
- (2) 工事又は製造(印刷を含む。)の請負契約(前号に該当するものを除く。)で、1件の予定価格が30万円未満のもの
- (3) 前号以外の契約(第1号に該当するものを除く。)で、1件の予定価格が10万円未満のもの

3 契約管財課長は、第74条の2の規定による契約担当部課長からの依頼に基づき見積競争を行う場合には、指名競争入札による方法に準ずる方法により、第4号様式による見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の徴取を行わなければならない。

別表第1(第3条関係)

委任された者	委任する事務の範囲
部長	次の各号に掲げる契約 1 予定価格 500 万円を超え 2,000 万円以下の工事及び製造(印刷を含む。)の請負契約 2 予定価格 300 万円を超え 1,000 万円以下の物品の買入れに関する契約 3 予定価格 300 万円を超え 1,000 万円以下の業務の委託に関する契約 4 予定価格 300 万円を超え 1,000 万円以下の物品の借入れに関する契約 5 予定価格 100 万円を超える授産作業に係る工賃の支払に関する契約 6 予定価格 500 万円を超え 5,000 万円以下のガス工事の請負契約 7 講師派遣依頼等に関する契約 8 雇用に準じる契約 9 予定価格 300 万円以下の物品の売却及びその他の収入の原因となる契約 10 予定価格 100 万円を超える授産作業の受託に関する契約 11 前各号のほか、予定価格 300 万円を超え 1,000 万円以下の契約 12 この表の課長に委任される事務の範囲に該当するもので、契約内容を同じくする複数の契約が行われようとする場合に、当該契約を一括し、部長を契約締結権者とする単一の契約として行うことが事務処理上適切であると部長が認めたもの(以下「部一括契約」という。)
課長	次の各号に掲げる契約(部一括契約を除く。) 1 予定価格 500 万円以下の工事及び製造(印刷を含む。)の請負契約 2 予定価格 300 万円以下の物品の買入れに関する契約 3 予定価格 300 万円以下の業務の委託に関する契約 4 予定価格 300 万円以下の物品の借入れに関する契約 5 予定価格 500 万円以下のガス工事の請負契約 6 予定価格 100 万円以下の授産作業に係る工賃の支払に関する契約 7 電気、ガス及び水の供給契約並びに公衆電気通信の役務の提供を受ける契約及び放送の受信契約 8 閲覧用の図書及び雑誌等の買入れに関する契約(値引率の確定しているものに限る。) 9 新聞及び雑誌等定期刊行物の買入れに関する契約 10 予定価格 100 万円以下の授産作業の受託に関する契約 11 前各号のほか、予定価格 300 万円以下の契約
資金前渡受者	資金前渡を受けた資金による契約

○新宿区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（抜粋）

（長期継続契約を締結することができる契約）

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づく長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的である物品の借入れ及びこれに付随する保守業務の委託に関する契約
- (2) 庁舎その他新宿区の施設の維持管理業務の委託に関する契約

○新宿区長期継続契約を締結することができる契約に関する規則（抜粋）

（条例第1条第1号に規定する物品の借入れ等）

第2条 条例第1条第1号に規定する物品の借入れは、次に掲げる物品の借入れとする。

- (1) 電子計算機、事務用機器及び業務用機器
- (2) 自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認めた物品

2 条例第1条第2号に規定する庁舎その他新宿区の施設は、区長が新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第15号)第36条第1項の指名業者選定等委員会(次条において「委員会」という。)に付議して決定した庁舎又は施設とする。

（委員会への付議）

第3条 区長は、条例第1条各号に掲げる契約(予定価格が2,000万円以上のものに限る。)を締結するために行う指名競争入札に参加する者の選定又は当該契約を随意契約の方法により締結する場合における当該随意契約の相手方の選定に関しては、委員会に付議するものとする。

（契約期間）

第4条 長期継続契約に係る契約期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を、それぞれの上限とする。

- (1) 条例第1条第1号に掲げる契約 5年
- (2) 条例第1条第2号に掲げる契約 3年

2 前項第1号の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同号に掲げる契約について、同号に定める期間を超えて契約期間を定めることができる。

資料 4

16 新総財契第 559 号

平成 16 年 12 月 16 日

各 部 長 殿

総務部長 石 村 勲 由
(公印省略)

契約事務の適正処理について（通知）

平成 16 年 9 月 14 日付 16 新監査第 348 号により、平成 16 年度行政監査「業者指定による随意契約について」の監査結果が報告されました。

各部においては、この報告の趣旨を十分理解するとともに、今後の契約事務についてより一層適正に処理されるよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後は特に下記の点に留意の上、契約事務を処理されるよう願います。

記

1 随意契約について

随意契約の締結にあたっては、契約事務の透明性、経済性、公正性等を十分確保し、安易に事務処理を行うことなく、常に事務・事業の見直しを意識し、契約事務の適正化に努めてください。

(1) 適正な業者指定理由書の記載

契約の締結については、本来、競争入札において業者を決定し行うことが原則になっており、随意契約により行うことは、政令で定められた場合にのみ限定的に認められているものです。特に、随意契約において業者を指定し契約を締結する場合は、当該契約をせざるを得ない理由を付した指定理由書（業者指定理由書）の添付が必要です。しかし、この業者指定理由書の記載に、なぜ当該業者を指定するのかが明確でないものや、あえて業者を指定して実施しなければならない理由に妥当性や合理性が見られないものがあることが、行政監査で指摘されています。業者指定理由の中で多いのは、「当該業者は従前から本事業を受託しており、優れた実績を有している。」や「当該設備の設置・製造者である。」等の理由で指定するというものですが、この理由では「当該契約せざるを得ない理由」とは認められません。

業者指定は、当該事業が他の業者では成しえず、指定業者にしかできない場合に、はじめて認められる特例的措置です。従って、業者指定理由書には、指定業者にしか成しえない理由が明確にされていなくてはなりません。今後も、契約事務の透明性、経済性、公正性等を確保し、随意契約における業者指定理由書が、いつでも区民や業者等の目に触れることを念頭におき、なぜその業者を指定するのかが明確に判るよう、その記載には十分な

注意をしてください。

(2) 適正な契約方法の採用

物品の購入や工事の実施などにおいて、計画的な購入や工事を実施することによって本来であれば競争入札に付すべき案件になるべきものが、分割されることにより随意契約で締結しているものや予定金額を随意契約が認められる上限に限りなく近い金額に設定して随意契約するなど、随意契約で契約を締結する合理的かつ十分な説明がない処理が見受けられます。このように、競争入札による経済性の追求を軽視し、随意契約とする根拠が薄弱であるにもかかわらず、いたずらに事務処理の簡便性を優先した契約事務を見直し、契約事務の透明性、経済性、公正性等の確保に努めてください。

2 適正な契約金額の設定

契約の中で、最も重要なファクターは契約金額です。

このため、適正な契約予定金額の設定に当たっては、事前の十分な調査とともに区の主体性が強く求められます。しかし、監査の指摘にもあるように、「予算要求額＝予算額＝予定価格＝見積額＝契約金額」といった事例が数多く見受けられます。これは、契約の締結にあたって区の意思がどこに反映されているのかが不透明になっているということです。

契約予定金額の設定に際し、業者から一定の見積もりを徴取することは問題ありませんが、徴取した見積もりはあくまでも参考資料にすぎません。当該見積もり金額が市場価格からみて適正な価格なのか、他の業者と比較してどうなのか等々、区として主体的な検討のもとに、契約予定金額を設定すべきです。

今後は、区としての主体性を持ち、いやしくも業者のいいなりで契約予定金額を設定することのないよう事務処理には十分注意してください。

3 その他

契約は、区の財政を運営していく上で非常に重要な位置を占めています。契約の締結にあたっては、経済性や合理性はもとより公正さや透明性が強く求められています。ややもすると職員に緊張感や厳格性が欠け、契約内容の点検や精査がおろそかになっていたり、当事者意識が希薄になり、厳正かつ適正な事務処理が行われない事例が見受けられます。過去の監査で指摘された問題点などを踏まえ、職員ひとり一人が契約事務の適正な処理を意識し、また、組織としてのチェック体制をより一層強化していくことにより、適正な契約金額の設定や業者の厳正な選定、的確な仕様書の作成、契約履行に対する確実なチェック等が可能になると思われます。

また、「財務会計システム」が稼動することにより、来年度から現在の庶務担当課長の契約締結権限が各課長に委譲されることになります。これにより、各課の課長及び庶務担当係長の契約事務に関する権限や責任が拡大され、これまで以上に事案決定にあたってのチェック体制の強化と契約事務の適正な処理が重要になります。

各部におかれては、今後、契約事務の処理にあたり、契約における主体性を確保するとともに、当事者意識を十分発揮し、適切に対応するようお願いいたします。

各 課（所・校・園）長 様

総務部契約管財課長 濱 田 幸 二
(公印省略)

契約事務の適正化の推進について

今年の 4 月から各課の課長に財務会計上の権限が委任され、契約事務に携わる職員一人ひとりの責任が増えました。契約事務の執行にあたっては、事務処理の適正化に十分注意し、公正で透明性のある事務処理に心掛けてください。なお、下記に、契約事務についての注意事項を記載しましたので、事務処理の参考にしてください。

記

第 1 基本的な考え方

1 区民に信頼される契約事務

区民の信頼を得るためには、民主的な区政運営（契約事務）を行うことが重要です。地方自治体の契約は、公正性、経済性と適正履行の確実性が求められます。区民の税金を投入して区民の福祉の向上を図ろうとする区政としては、その責務を常に念頭において、区民に信頼される区政運営のための努力を払わなければなりません。

2 事務手続の透明性の確保

地方自治体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りの四つの契約締結方式に限定されています（地方自治法第 234 条第 1 項）。これらの方式は、「価格」に非常に大きな比重を置き、原則として最低価格者に自動的に落札するという、契約担当者が判断に迷うことの少ない明確なシステムになっています。入札・契約事務に関しては、できる限りこの原則に従い透明性の高い事務を行わなければなりません。入札・契約事務に関しての透明性の確保は、契約事務の適正化を図るとともに、区民に対してその手続が適正に行われていることを明らかにする上で必要不可欠です。

第2 入札・契約事務に関する対応

1 適正な履行の確保

地方自治体の契約には、公正性の確保・経済性の確保・適正履行の確保という三大原則があります。なかでも契約の目的そのものである適正履行の確保は、最も重要な要件といえます。契約担当者は、契約締結に向けての公正性及び経済性の確保に加えて、契約本来の目的である適正履行の確保（契約の目的）を達成しなければなりません。公正に選定した業者により公正な競争が行われ、適正な契約を締結したとしても、適正な履行が行われなければ、適正な契約とはいえません。地方自治体等の契約は、適正な履行がなされて初めて適正な契約であるといえるのです。入口（契約の締結）は厳しくしても、出口（適正履行の確保）を甘くしては、本来の目的は達成できません。今後も、検査・監督の体制を厳格に行うことが重要です。

(1) 履行過程での管理体制の強化

地方自治体の契約の目的は、契約内容の適正な履行です。この「適正な履行」が行われたときに初めて業務が完了することになります。業務の履行確認については、検査員による検査を行うことになっていますが、一旦、履行が完了してしまうと容易にやり直しや手直しができない契約や日々行われている業務委託等のように検査を行うだけでは適正な履行確保ができない恐れがあるものについては、実際に現場に立ち会って、工事の施工方法や使用材料の試験等について必要な指示を与えたり清掃方法や日々の履行状況のチェックを行うなど、業務の適正な履行が確保できるように、履行過程での管理体制の強化を図らなければなりません。このことにより、契約内容の適正な履行の確保や受託業者との適正な関係の保持など、本来の契約の目的が達成されます。

(2) 適正な価格による契約

不当に低額な入札は、契約履行の質の低下、下請け等へのしわ寄せ、労働条件の悪化、経営の不健全化などの弊害をもたらす可能性があります。この結果、業務の履行過程や履行完了時等に、適正な履行が実施されなくなることが考えられます。契約に際しては、適正な価格で契約できるように、予定価格等の精査には十分注意し、履行の適正化の確保に努めることが重要です。

2 適切な事務処理の確保

(1) 組織的チェック機能の強化

平成17年4月から財務会計システムを導入したことを契機として、各課長に契約締結権限を拡大するとともに、部長以上の事案の審議から各部の庶務担当課長を省きました。このことにより、従前よりも事務の簡素化が図られる反面、チェック機能の強化が重要になってきます。契約事務の執行に当たっては、実施事業の内容のチェックと同様に契約の内容や方法についてのチェックも適切に行ってください。

(2) 契約担当者の裁量を限りなくゼロに近づける。

契約事務において、契約担当者の裁量が大きいと、不正な働きかけが生じたり、不透明な

部分が生じたりし易くなります。契約担当者の裁量の余地を限り無くゼロに近づけることが不正行為の発生の防止にも効果的です。また、職場の中でも、職員同士がお互いの仕事を理解し、風通しの良い職場環境をつくることが重要です。

(3) 情報の公開をできる限り拡大する。

契約事務における情報は、他の業者に先がけて入手することが、各業者の関心のあるところ。そのために、関係職員に近づき情報を聞き出すための働きかけが行われることがあります。できる限り情報の公開を拡大し、一部の職員のみが情報を保有する状況を減らすことが重要です。

(4) 行政手続の透明性を高める。

各種の契約にかかわる事務手続に透明性を欠くと、上司のチェックや処理の経過が不明瞭になります。すべての事務において、できる限り事務を透明化することが、契約事務の適正化の推進には必要不可欠です。

(5) 事務処理の迅速性を高める。

各種の契約にかかわる事務手続をできる限り迅速に処理することにより、談合等の不正行為を発生させる可能性を少なくするなどの効果が期待できます。できる限り事務を簡素化し迅速に処理することにより、契約事務の適正化に努めることが重要です。

3 発注者としての意識改革

入札により行う業務の発注の際の業者選定に当たっては、地方自治法第 234 条第 6 項、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 並びに第 167 条の 5 の 2 の規定に基づいて、適正な契約の相手方を選定することになっています。各課においても業務発注の際の業者選定に当たっては、入札の趣旨と同様に、発注する業務に適した業者を選定することが必要です。例えば、消防設備の保守や廃棄物処理など、各種の許可や届出なくしては、適正な履行ができない業務もあります。業者の選定が不適切であると、業務そのものに不都合が生じるばかりでなく、受託者のみならず発注者も社会的に批判され、契約の発注者としてだけでなく、行政の執行者としても信頼性への影響が生じることになりかねません。契約に関係する職員は、単なる発注者としての立場の前に、地方自治体の職員としての役割を意識して業務を執行することが重要です。

発注者の責任としては、次の 3 点があります。

(1) 第三者への損害賠償責任

発注者の注文や指図に過失がありそれによって第三者などに損害を与えた場合には、発注者は、その損害賠償責任を負うことになります。例えば、地盤を無視した地下工事による近隣住宅への損害、著しく短い工期での夜間施工による騒音被害などの契約内容に無理がある場合などです。なお、場合によっては、事前に調査等を実施して、第三者等への損害の予見と対応策を明確にしておくことも必要です。

(2) 発注内容（仕様書）の整備

契約を発注する際には、その業務内容を明らかにする資料として、仕様書、設計図書等を入札参加者（見積競争参加者）に提示するわけですが、これらの書類は、契約内容を表示す

るものであり、当該契約に対する意図を入札参加者等に正確に伝えるとともに、契約金額の決定に重大な影響を及ぼす資料としての役割も担っています。そのため、特定の業者にしか正確な業務内容が分からないような仕様書等による入札等は、契約事務の公平性や競争性を欠く結果になるばかりでなく、契約事務の処理に不信感を持たれることにもなりかねません。

(3) 事務処理期間の適正化

契約の適正な履行のためには、あらかじめ契約の内容となるべき重要な事項を相手方に示して、適正な積算期間を設けて入札（見積書の徴取）及び契約の締結をすることが必要です。また、業務の内容によっては、業務の履行開始までの間に相当程度の準備行為（人的な手配・機器設備等の物的な準備等）が必要な契約もあります。このときに、入札等に参加する業者が見積りや準備に要する時間を、十分に考慮した事務処理の期間を設定しなければなりません。特定の業者にしか見積りや準備行為ができないような期間の設定は、契約事務の公平性や競争性を欠く結果になるばかりでなく、契約事務の処理に不信感を持たれることにもなりかねませんので、十分な注意が必要です。

4 随意契約の適正執行

随意契約とは、競争入札によらないで契約の相手方を決定する方法です。この方法は、本来、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号で認められた場合にのみこれによることができます。地方自治体が随意契約を適用する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に列举された要件に基づいて、個別の契約案件がその要件に該当するか否かを判断し、公平性、経済性及び機会均等の原則を踏まえ、安易に随意契約とすることのないように心がけなければなりません。随意契約の不適切な運用は、不正行為の発生につながる危険が多く含まれているといえます。

(1) 特命随意契約の見直し

発注者が、特定の相手方を選定し、その者と契約を締結する方法を「特命随意契約」といいます。この方法は、当該契約の目的に最も適した信用、経歴のある相手方と契約できる点で、予定価格の設定が適正になされていれば、履行の確実性という点からは、有利な契約方法といえます。しかし、契約の相手方の選定に当たっては、契約担当者の判断が大きくかわってくるため、業者の偏りや不正行為を招きやすくなる可能性も生まれます。契約事務の透明性や公正性を確保する観点からも、常に、指定方法等^{（注）}の見直しを行い契約の適正化に努めなければなりません。

(2) 随意契約におけるチェック機能の強化

通常、事務執行の中で行われる随意契約は、複数の者から見積書を徴取して契約の相手方を決める「見積競争による随意契約」による方法により実施されています。契約係では、見積金額が契約金額と一致しない単価契約の場合などに行いますが、実務上は、競争入札と同様の処理を行っています。各課においても、契約事務規則第39条の各号に規定されている金額以下で契約を締結しようとする場合は、競争入札による事務手続きの煩瑣性^{（注）}や経済性の面から、「見積競争による随意契約」が認められています。この方法を、「少額随契」と

います。この場合においても、基本的には、複数の業者から見積書を徴取して契約の相手方を決定しなければなりません。各課では、業者の選定、見積書の徴取、契約相手の決定など、契約に関する事務についての処理を行います。この際、業務内容のチェックはもとより、業者の選定に当たってのチェック（特定の業者に偏っていないか？競争業者の選定（業種等）は適切か？等）や仕様の内容、契約方法等についてチェックを強化し、契約事務の公平性、経済性及び機会均等の確保等並びに不正行為の発生防止に努めなければなりません。

(3) プロポーザル方式の適正活用

随意契約の方法の一つに「プロポーザル方式」による業者選定があります。一般的には、技術的に高度なものや個性を重視する業務等を発注する場合に、プロポーザル（企画提案書）の提出を求めて、最も優れた提案をした者と契約する方式をいいます。この場合も、地方自治法上は随意契約であり、業務の内容が「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に限られますので、その運用には注意が必要です。また、提出された企画提案書の審査をいかにして公正に行うかが大きな課題といわれています。審査基準に偏りがあつたり、採点者によって得点に大きな差異が生じたりするような基準は、業者選定の公正性に欠け、事務の適正を欠く結果になる場合があります。プロポーザル方式を適正に活用することにより、新宿区の求める契約条件に適した業者を選定することができ、有利な契約を締結できるばかりでなく、公正で透明性のある契約事務を行うことが可能になります。

参考（不正行為に関する罰則の種類）

第1 競売等妨害罪

国又は地方自治体等が実施する競売又は入札に関して、偽計又は威力を使って競売又は入札の公正を妨害することによって成立する罪（刑法第96条の3第1項）です。資本主義経済社会の根幹原則である公正な自由市場（競争）を確保することと行政、すなわち納税者の利益を保護する観点から、競売又は入札の公正を妨害する行為を公務の執行を妨害する類の犯罪として処罰したものです。入札において秘密にされている予定価格等を、事前に特定の業者などに漏らすなど、国又は地方自治体等が実施する競売又は入札が公正に行われることを妨害する行為（行為の結果、実際に公の競売又は入札の公正さが害された事実はありません。）に対しては、この規定による処罰が考えられます。

第2 収賄罪

国又は地方自治体等の公正な作用という国家的法益に対する刑法上の汚職犯罪の一種です。公正な作用は公務員によって行われるところから、公務員が対象になります。公務員が請託（せいたく＝内々で特別の配慮を請うこと）を受けて賄賂（わいろ＝職務に関して受け取る不正な報酬〈公務員が地位や職権を利用して不正に受け取る報酬をいう。報酬には、金銭に限らず、絵画等の現物、借金の棒引き、飲食のもてなし、各種便宜の供与、役職を与えるなども含まれる。〉）

を受け取ることによって成立します。公務員がその職務上の権限に関して、ある行為をしてほしいとか、してほしくないとかといった依頼を受け、その報酬として金銭（賄賂）を受け取る場合のみならず、実際に賄賂を受け取る段階に至らなくても、賄賂を要求したり、賄賂の約束をしたりしていれば、それだけで犯罪が成立します。ただ、請託を受けず、ただ単に賄賂をもらうだけなら、単純収賄罪となります。また、自分がやるのではなく他の公務員にやらせた場合は、あっせん収賄罪となります。当然のことながら、国又は地方自治体等の公務員が賄賂を受け取ることは、国又は地方自治体等の公正な作用という国家的法益（信頼）を失うことにつながるもので、刑法により汚職の罪として厳格に処罰されます。この規定は公務員にのみ適用され、民間人が受け取る賄賂は犯罪にはなりません。このような公務の性質のことを不可買収性といい、賄賂は、受け取った公務員の側（収賄）だけでなく、与える側（贈賄）も処罰されます（贈賄罪は民間人も処罰の対象となります。）。

第3 秘密漏えい罪

地方公務員は、地方公務員法第34条で「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定しています。ここでいう「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいい、「職務上知り得た秘密」とは、職務執行上知り得た秘密を、「職務上の秘密」とは、職員の職務上の所管に属する秘密を指します。新宿区では、「懲戒処分の方針」により違反行為に対する標準的な処分の量定を定めています。秘密漏えいは重大な服務規律違反行為ですが、本人がその違反の程度を正しく認識していないことが少なくありません。漠然と職務上知り得た秘密は漏らしてはいけない、と認識としては承知していても、実際の自分の行為がこの規定に抵触しているとは思わなかったということもかなりあります。

「起工額を漏らしてはいけない、と認識としては承知していても、実際の自分の行為がこの規定に抵触しているとは思わなかった。」などの場合です。例えば、起工額そのものではなく、幅をもたせた言い方であっても、守秘義務違反に当たります。

第4 談合罪のほう助

「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者」は、刑法第96条の3第2項の規定により処罰されます。競売等妨害罪の項でも述べたように、入札において秘密にされている予定価格等を、事前に特定の業者などに漏らすなど、国又は地方自治体等が実施する競売又は入札が公正に行われることを妨害する行為は、談合罪のほう助としての処罰も考えられます。また、国又は地方自治体等の発注者側が、独占禁止法に違反する談合行為をほう助した場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による処罰が考えられます。

◎ 入札談合等関与行為

国又は地方自治体等の職員が入札談合等に関与する、いわゆる「官製談合」を防止する目的で、平成15年1月6日に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が施行されました。入札談合は、入札参加者があらかじめ受注予定者等を決定することによって入札により

発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限し、入札制度の実質を失わせるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法に違反する行為です。このような、入札談合行為に国又は地方自治体等の職員が関与することを排除し、防止するため、公正取引委員会による発注機関の長に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、各省各庁の長等による入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めたものです。なお、各省庁又は地方自治体等のOBが入札談合等関与行為を行ったとしても、発注機関の関与とはいえないため、この法律の「職員」にはOBは含まれません。ただし、OBが発注機関の現職の職員に働きかけを行った結果、その職員が談合に関与した場合は、その現職職員の行為が入札談合等関与行為に該当することがあることに注意を要します。また、地域優先発注や分割発注などの発注方法については、構成要件が明確ではないこと、職員個人に問うべき不正があったかどうか明確ではないことから、この法律の対象とはされていません。ただし、そのような発注方法に伴い、※本法第2条第5項各号に規定される行為が行われていた場合には、当然違反行為に該当します。なお、地域優先発注や分割発注、特定の銘柄を指定した仕様等が談合を助長していた事例もあることから、そのような発注方法による場合には、「公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針」等を踏まえつつ競争性の確保について十分に配慮することが必要です。

※関与行為は以下の3類型

●談合の明示的な指示

(第2条第5項第1号:「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること」)

○発注担当職員が事業者の会合に出席するなどし、事業者毎の年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示する。

●受注者に関する意向の表明

(第2条第5項第2号:「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること」)

○事業者の働きかけに応じ、発注担当職員が受注者を指名、あるいは発注担当職員が受注を希望する業者名を教示する。

●発注に係る秘密情報の漏洩

(第2条第5項第3号:「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること」)

○事業者の働きかけに応じて、本来、事業者に対して公開していない秘密情報を漏洩する。

印刷物作成番号
2021-6-5101

令和3年度
行政監査結果報告書
庁舎の施設管理について
令和4年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤルイン)
FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり517円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。